

白岡市  
生涯学習センター

# 要 覧



令和7年度



## この要覧について

- 1 この要覧は白岡市生涯学習センター〔こもればの森〕の概要及び基本的な統計を収録したものです。
- 2 収録年次は令和6年度ですが、白岡市の人口や組織、予算については最新の状況を収録しました。

# 目次

I	白岡市の概要	1
II	沿革	3
III	施設の概要	6
1	名称	6
2	所在地	6
3	施設	6
4	配置と面積	6
5	開館日等	9
6	開館実績及び入館者数	9
IV	組織	10
1	組織図	10
2	職員配置	10
V	予算	11
1	白岡市一般会計当初予算（生涯学習センター関連部分抜粋）	11
2	生涯学習センター関連予算（抜粋）	11
VI	施策	12
1	施策の体系図	12
2	令和7年度の重点事業	12
VII	事業	13
1	令和6年度生涯学習センター事業実績	13
VIII	図書館機能	14
1	図書館機能概要	14
2	図書館サービス計画	15
3	図書館機能統計	16
4	令和6年度図書館関連事業実績	28
5	令和6年度文書保存関連事業実績	32
IX	博物館機能	33
1	博物館機能の使命と目標	33
2	資料収集、調査研究の方針	34
3	博物館機能統計	36
4	令和6年度文化財関連事業実績	36
X	生涯学習機能	40
1	生涯学習機能概要	40
2	生涯学習機能統計	40
3	令和6年度生涯学習関連事業実績	41
XI	資料	43
1	白岡市生涯学習センター条例	43
2	白岡市生涯学習センター条例施行規則	46
3	図書館利用案内	53
4	白岡市立図書館資料収集方針	55

## I 白岡市の概要

白岡市は昭和29年9月1日、日勝村、篠津村及び大山村の一部が合併し、白岡町として発足し、平成24年10月1日に白岡市となりました。

本市は、埼玉県の一部、都心から40km圏内に位置する総面積24,92km<sup>2</sup>の東西に長い地域で、市の西部一帯を元荒川が回流し、市中央部をJR宇都宮線、東北自動車道、主要地方道路さいたま・栗橋線、西北部を国道122号線が縦貫、市の北部を首都圏中央連絡自動車道が横断しています。JR白岡駅を中心に市街地が形成されていましたが、昭和62年に新たに新白岡駅が開業し、新白岡駅の周辺では、土地区画整理事業や民間のデベロッパーによる開発等によって新たな市街地が形成されました。加えて、東京からは白岡駅、新白岡駅ともにJRで1時間以内の距離にあり、住宅都市として発展しています。地勢は、ほぼ平坦で梨の生産地として知られています。

平成28年10月に、白岡市役所本庁舎の西側敷地に市民の生涯学習の機会拡充を促し、多種多様な学習欲求に応えるための十分な機能とサービス体制を整えた「白岡市生涯学習センター」の建設に着手しました。

平成28年12月、センターの愛称を「こもれびの森」に決定し、市の生涯学習・地域コミュニティ・文化創造の拠点として、平成30年10月1日に開館しました。

### 市民憲章

わたしたちは、美しい自然と豊かな文化に恵まれ、長い歴史と伝統をもつ白岡市民であることに誇りと責任をもち、より明るく住みよいまちを築くため、ここに市民憲章を定めます。

- 1 豊かな緑を愛し、自然環境を守ります。
- 1 きまりを守り、互いの人権を尊重します。
- 1 教養と文化を高め、スポーツに親しみます。
- 1 思いやりと善意の心で、奉仕します。
- 1 仕事に誇りをもち、明るい家庭を築きます。

(昭和59年9月1日制定)



市の木(松)



市の花(梨の花)



返却ボックス設置場所

## II 沿革

昭和26年	県立浦和図書館「むさしの号」の日勝村役場への巡回が始まる。 (昭和29年まで)
昭和27年	県立浦和図書館「むさしの号」の篠津村役場への巡回が始まる。 (昭和29年まで)
昭和37年	県立浦和図書館「むさしの号」の白岡町役場への巡回が始まる。
昭和45年	県立浦和図書館「むさしの号」の大山小学校への巡回が始まる。
昭和54年	町立中央公民館内に図書室が設置され、貸出業務が始まる。 日勝農民センターに図書室の「日勝配本所」が設置され、貸出業務が始まる。 (平成5年3月まで)
昭和56年	県立久喜図書館の開館(昭和55年6月1日)に伴い、県立久喜図書館「みずほ号」の巡回が始まる。 旧大山尋常高等小学校の校舎の一部を移築し、白岡町立大山民俗資料館が開館する。
平成4年4月	新庁舎完成に伴い、旧教育委員会事務室を白岡町立図書館として開館する準備作業が始まる。
平成5年3月	白岡町立図書館条例が定例議会で可決される。 白岡町立図書館管理規則が臨時教育委員会で可決される。
平成5年4月6日	白岡町立図書館が開館する。 図書館に管理係、奉仕係、文書資料係がおかれる。
平成6年10月2日	埼玉県東部中央都市連絡協議会に参加する3市4町(岩槻市・春日部市・蓮田市・宮代町・白岡町・杉戸町・庄和町)公立図書館の広域利用(試行)に関する協定書及び申し合せ事項の調印
平成6年11月	埼玉県東部中央都市連絡協議会3市4町のうち、岩槻市・春日部市・蓮田市の公立図書館の広域利用が開始される。
平成7年3月	県立久喜図書館「みずほ号」の巡回が終了する。
平成8年7月	埼玉県東部中央都市連絡協議会3市4町のうち、宮代町の公立図書館においても広域利用が実施される。
平成10年6月	埼玉県東部中央都市連絡協議会または田園都市づくり協議会に参加する5市7町(岩槻市・春日部市・蓮田市・久喜市・幸手市・白岡町・宮代町・菖蒲町・栗橋町・鷲宮町・杉戸町・庄和町)との広域利用が開始される。
平成11年2月	図書館業務電算化準備のため、2月から3月まで休館する。
平成11年4月	図書館業務(貸出業務等)が電算化され実施される。
平成17年4月	岩槻市がさいたま市に編入合併に伴い、公立図書館の広域利用が4市7町となる。
平成17年10月	庄和町と春日部市の合併に伴い、公立図書館の広域利用4市6町となる。
平成18年12月	図書館業務(貸出業務等)の新システムへの移行。

平成 22 年 3 月	久喜市と菖蒲町、鷺宮町及び栗橋町の合併に伴い、公立図書館の広域利用が4市3町となる。
平成 22 年 10 月	第1回図書館まつり開催。
平成 23 年 12 月	図書館業務（貸出業務等）のシステムについて、ネットワークの再構築を行なう（SaaS型方式を導入）
平成 24 年 10 月	市制施行により白岡市立図書館となる。
平成 27 年 3 月	生涯学習施設基本構想・基本計画を策定。
平成 27 年 6 月	生涯学習施設の設計業務請負者を公募型プロポーザル審査により「株式会社アール・アイ・エー」に決定。
平成 28 年 9 月 28 日	白岡市立大山民俗資料館が生涯学習センターへの移転準備のため閉館する。
平成 28 年 10 月	生涯学習施設の設計完了。
平成 28 年 10 月	生涯学習施設の建設工事請負者を一般競争入札により「川口土建・井上特定建設工事共同企業体」に決定。
平成 28 年 10 月	生涯学習施設の建設工事着手。
平成 28 年 12 月	生涯学習施設の管理運営計画策定。
平成 28 年 12 月	生涯学習施設の愛称を「こもれびの森」に決定。
平成 29 年 6 月	生涯学習施設の正式名称を「白岡市生涯学習センター」に決定（条例制定）
平成 29 年 7 月	白岡市生涯学習センター条例施行規則が教育委員会で可決される。
平成 30 年 8 月 10 日	白岡市立図書館が生涯学習センターへの移転準備のため閉館する。
平成 30 年 10 月 1 日	白岡市生涯学習センター〔こもれびの森〕が開館する。
平成 31 年 1 月 11 日	中央公民館、勤労者体育センター及びコミュニティセンターに図書館資料返却ボックスを設置する。
平成 31 年 2 月 16 日	白岡市生涯学習センター〔こもれびの森〕の入館者数が10万人に達する。
平成 31 年 3 月 13 日	白岡市生涯学習センター〔こもれびの森〕において公衆無線LAN（Wi-Fi）によるインターネット接続サービスを開始する。
令和元年 9 月 1 日	図書館に図書除菌機を設置する。
令和元年 10 月 1 日	白岡市生涯学習センター〔こもれびの森〕が開館一周年を迎える。
令和2年 3 月 26 日	さいたま市と図書館の相互利用に関する協定を締結する。
令和2年 4 月 1 日	さいたま市と図書館の相互利用を開始する。
令和3年 2 月 19 日	歴史資料展示室が博物館相当施設の指定を受ける。
令和3年 3 月 3 日	白岡市子ども読書活動推進計画を策定する。
令和3年 6 月 6 日	白岡市生涯学習センター〔こもれびの森〕の入館者数が50万人に達する。
令和3年 7 月 16 日	白岡市文化財保存活用地域計画が文化庁長官の認定を受ける。
令和5年 7 月 16 日	白岡市生涯学習センター〔こもれびの森〕の入館者数が100万人に達する。
令和6年 4 月 1 日	「白岡市生涯学習センター歴史資料展示室」を「白岡市立歴史資料館」

令和6年12月17日	に名称変更する。 歴史資料館が登録博物館として登録される。
------------	----------------------------------

### Ⅲ 施設の概要

#### 1 名称

白岡市生涯学習センター〔こもれびの森〕

#### 2 所在地

〒349-0296

埼玉県白岡市千駄野432番地

TEL：0480-92-1894

FAX：0480-91-3626

URL：<http://www.city.shiraoka.lg.jp/komorebi/>

#### 3 施設

敷地面積 9,916.84 m<sup>2</sup>

建築面積 3,218.48 m<sup>2</sup>

延床面積 5,433.53 m<sup>2</sup>（うち、建物本体部分4,782.80 m<sup>2</sup>）

構造 鉄骨造

地上3階

総事業費 約2.6億円（設計・監理、建設工事、備品購入等）

駐車場 127台（一般121台、身障者用3台、思いやり駐車場1台、公用車用2台）

駐輪場 80台

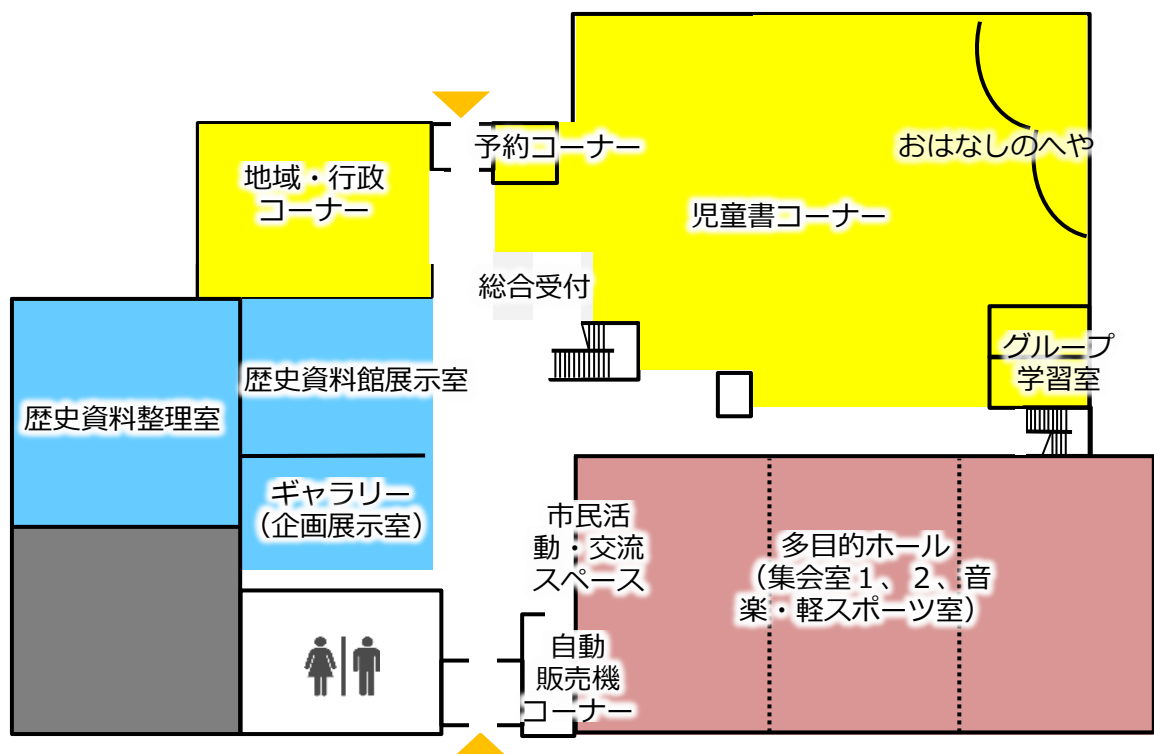
#### 4 配置と面積

##### ・施設全体（機能別）

機能	面積(m <sup>2</sup> )	
エントランス	355	全館計 4,783
図書館機能	2,022	
博物館機能	586	
生涯学習機能	697	
管理	1,123	

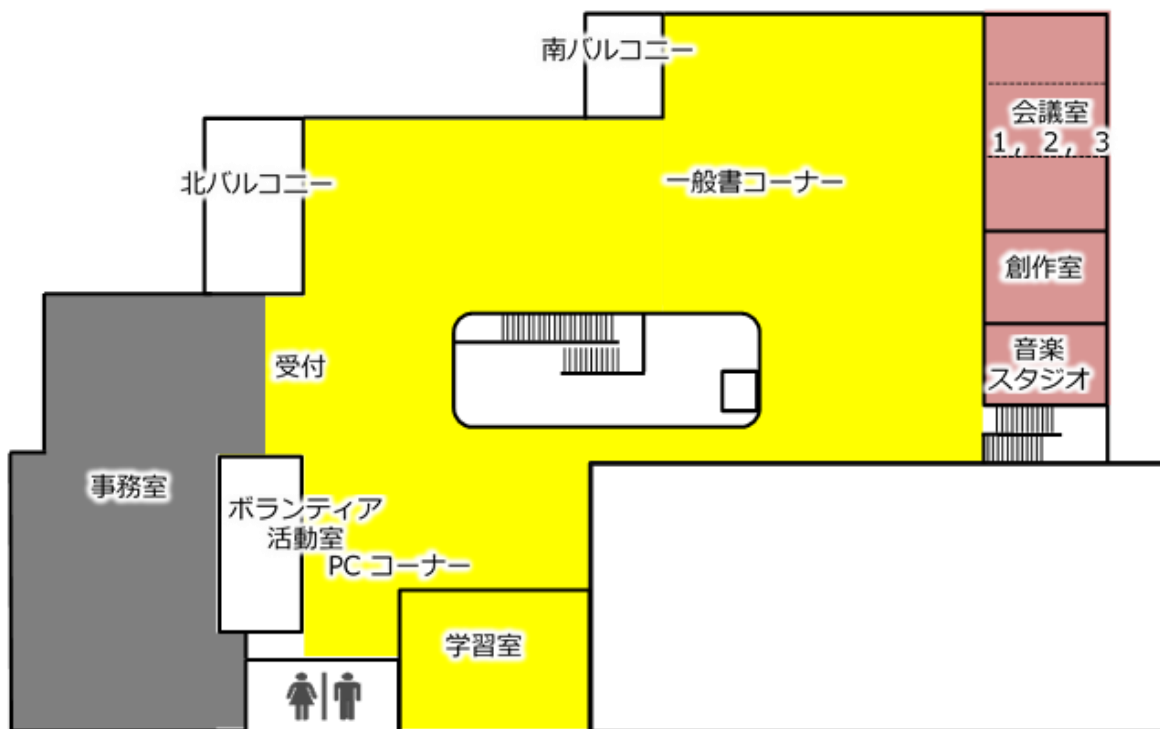
## ・ 1階

機能	室名等	面積(m <sup>2</sup> )	
エントランス	エントランスホール	355	1階計 2,449
	市民活動・交流スペース		
図書館機能	総合受付	33	
	予約コーナー		
	地域・行政コーナー	118	
	児童書コーナー	603	
	おはなしのへや	32	
	グループ学習室	36	
	博物館機能	歴史資料館	
ギャラリー（企画展示室）			
歴史資料整理室		172	
生涯学習機能	集会室 1	多目的ホール	537
	集会室 2		
	音楽・軽スポーツ室		
管理	倉庫、車庫、トイレ等	378	



・ 2階

機能	室名等	面積(m <sup>2</sup> )	
図書館機能	一般書コーナー	905	2階計 1,775 (テラスを 含まない。)
	PCコーナー		
	学習室	81	
生涯学習機能	会議室 1	92	
	会議室 2		
	会議室 3		
	創作室	38	
	音楽スタジオ	30	
管理	事務室等	277	
	ボランティア活動室	48	
	倉庫、トイレ、階段、廊下、設備等	304	



・ 3階

機能	室名等	面積(m <sup>2</sup> )	
図書館機能	閉架書庫	214	3階計 559
博物館機能	一般収蔵庫	229	
	特別収蔵庫		
管理	エレベーター、階段、廊下、設備等	116	

## 5 開館日等

## (1) 開館日

火曜日～日曜日

## (2) 休館日

毎週月曜日（祝日の場合は、その直後の祝日でない日）、年末年始

館内整理日・蔵書点検期間（図書館機能のみ）、その他施設・設備点検等による臨時休館あり

## (3) 開館時間

## ・図書館機能、博物館機能

平日・土曜 午前9時～午後7時

日曜・祝日 午前9時～午後5時

## ・生涯学習機能

平日・土曜 午前9時～午後9時

日曜・祝日 午前9時～午後5時

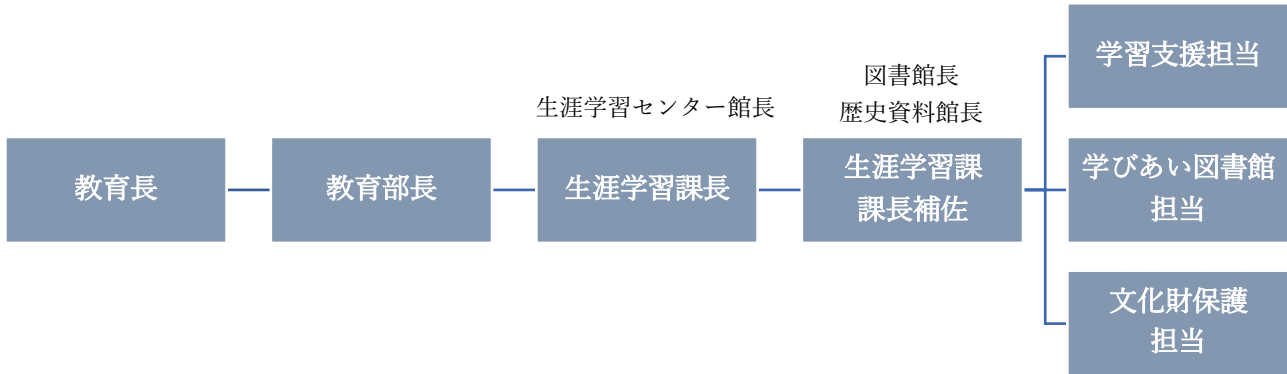
## 6 開館実績及び入館者数

月	開館日数	入館者数（人）
4	25	19,102
5	27	22,420
6	26	24,563
7	26	27,054
8	26	27,705
9	25	21,545
10	27	24,202
11	26	26,072
12	24	20,215
1	24	19,757
2	24	22,298
3	26	21,121
計	306	276,054

令和6年度末時点

## IV 組織

### 1 組織図



### 2 職員配置

(令和7年4月1日現在)

(単位：人)

役職・資格等		学習支援担当	学びあい図書館担当	文化財保護担当	計
生涯学習課長					1
課長補佐					1
主幹		1	0	0	1
主査		1	1	1	3
主任		2	1	1	4
主事		0	2	1	3
担当計		4	4	3	11
職員計					24
会計年度任用職員		0	27	8	35
有資格者	司書	0	2	1	3
	学芸員	0	0	4	4
	社会教育主事	2	0	1	3

※ ( )の数字は兼務

※ 有資格者の人数については、発令されているもののみ計上

## V 予算

## 1 白岡市一般会計当初予算（生涯学習センター関連部分抜粋）

(単位：千円)

予算項目	令和7年度	令和6年度	比較
白岡市一般会計予算	19,898,000	17,958,000	1,940,000
教育費	2,185,153	1,480,141	705,012
社会教育費	313,232	286,419	26,813
社会教育総務費	149,047	136,599	12,448
図書館費	89,587	82,049	7,538
文化財保護費	16,294	13,793	2,501
文書資料保存費	5,306	5,105	201

## 2 生涯学習センター関連予算（抜粋）

(単位：千円)

予算項目	令和7年度	令和6年度	比較
社会教育総務費	149,047	136,599	12,448
生涯学習推進事業	110	129	△ 19
ウィークエンドいきいき体験活動事業	458	611	△ 153
二十歳のつどい事業	554	581	△ 27
生涯学習センター維持管理事業	63,266	53,112	10,154
図書館費	89,587	82,049	7,538
図書館管理運営事業	28,841	26,608	2,233
うち資料購入費	8,352	8,351	1
図書館利用促進事業	50	50	0
子ども読書活動推進事業	634	634	0
文化財保護費	16,294	13,793	2,501
歴史資料館維持管理事業	921	943	△ 22
歴史資料館教育普及事業	847	874	△ 27
文書資料保存費	5,306	5,105	201
文書資料保存事業	105	105	0

## VI 施策

### 1 施策の体系図

	施策目標	施策項目	施策の方向	個別計画
第3期教育振興基本計画	1 家庭教育の充実	(2) 家庭・地域・学校と連携して子どもたちを育てる取組の推進	① 体験的な学習機会・活動の充実	
	3 社会教育の充実	(1) 市民ニーズに応じた学習メニューの提供や図書館機能の充実	① 生涯学習活動の推進	
			② 生涯学習施設・設備の充実	
			③ 図書館機能の充実	
			④ 子どもの読書活動の推進	子ども読書活動推進計画
			⑤ 枠組みを超えた生涯学習活動の連携強化	
		(4) 郷土の文化財に親しみ、理解し、市民の力で守り伝える活動の推進	① 文化財の総合的把握の促進	文化財保存活用地域計画
		② 歴史文化の保存と継承		
		③ 歴史文化の情報発信・普及活用の充実		
		④ 市民との連携・協働による歴史文化の保存・活用		

※「第3期教育振興基本計画」から生涯学習センター関係部分を抜粋

### 2 令和7年度の重点事業

	施策項目	重点事業	事業費
(1)	市民ニーズに応じた学習メニューの提供や図書館機能の充実	生涯学習推進事業	110千円
		子ども読書活動推進事業	634千円
(3)	郷土の文化財に親しみ、理解し、市民の力で守り伝える活動の推進	市内仏像調査事業	140千円

※「令和7年度 白岡市教育行政の重点施策」から生涯学習センター関係部分を抜粋

## Ⅵ 事業

### 1 令和6年度生涯学習センター事業実績

#### (1) イベント、講座等

事業名		参加人数
実施日		
事業内容		
1	こもれびの森まつり	約 3,600 人
	11/23(土)	
	「しらおか秋の彩りフェスタ」の一部として開催	
図書館機能、博物館機能連携事業		
2	企画展連携おはなし会	延べ 95 人
	(1) 11/9(土)、11/16(土)、11/23(土)	
	歴史資料展示室企画展に関連したテーマによるおはなし会	-
	(2) 企画展連携テーマ展示	
10/14(月)～12/1(日)		
歴史資料展示室企画展に関連したテーマによるテーマ展示		
生涯学習機能、博物館機能連携事業		
3	ペアーズアカデミー	延べ 54 人
	① 11/7(木)、11/14(木)、11/28(木)	
	ジャンル：連携講座 講座名：暮らしを支えた木綿と生糸	
	② 12/5(木)、12/12(木)、12/19(木)、12/26(木)	延べ 69 人
	ジャンル：しらおか学 講座名：年中行事	
	親子おもしろミュージアム	
(2)	① 8/3(土)	4 組 11 人
	藍のたたき染め教室	
	② 2/8(土)	5 組 19 人
だるまさんを作ろう		
4	生涯学習機能、図書館機能連携事業	-
	通年	
	各講座開催時における関連図書の展示	

#### (2) その他の事業等

事業名	内容	件数等
社会教育委員会議	令和6年度生涯学習事業計画について 他	4 回
視察・施設見学受入	市内小学校、市内幼稚園、県外自治体	5 件



## VIII 図書館機能

### 1 図書館機能概要

#### (1) 施設概要

設備・機能等	内容
蔵書収容能力	220,000冊以上 (開架150,000冊以上、閉架70,000冊以上)
閲覧席	96席(1階36席、2階60席)
利用者用検索端末	6台(1階3台、2階3台)
学習室	40席
グループ学習室	部屋
PCコーナー	8台10席
返却場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返却ポスト(1箇所) 生涯学習センター〔こもれびの森〕</li> <li>・返却ボックス(3箇所) 中央公民館、勤労者体育センター、コミュニティセンター</li> <li>・返却窓口(1箇所) 大山庁舎</li> <li>・コンビニ返却サービス(2箇所) セブン-イレブン荒井新田店、岡泉店</li> </ul>

#### (2) 図書館ボランティア

種別	詳細
団体	4団体 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもと本を読むあゆみ会</li> <li>・おはなしのたね もこもこ</li> <li>・おはなしのろうそく</li> <li>・布の絵本しらおかいちごくらぶ</li> </ul>
個人	5名

2 図書館サービス計画

目指す図書館の姿	施策の柱	重点施策 (取組み)
地域の情報収集の拠点となる図書館	幅広いニーズに応えられる資料の整備	計画的な資料の収集・提供
		利用に応じた様々な形態の資料の収集
		適切な資料管理・保管
	市民の学習・調査・研究活動の支援	レファレンスサービスの充実
		社会や時代に即したテーマ展示の実施
		図書館資料、設備を活用した多種多様な学びの機会の提供
誰もが利用しやすい図書館	すべての市民に向けたサービスの提供と、安心して利用できる環境の整備	多様なニーズに対応したサービスの充実
		バリアフリーサービスの充実
		施設の適切な管理・保全
		施設の効率的・効果的な運営、職員の資質向上
	地域に根ざした特色ある図書館サービスの提供	市民との協働による事業の実施
		生涯学習機能及び博物館機能との融合
子どもの読書活動推進の拠点となる図書館	家庭・地域、学校等における子どもの読書活動推進の支援	家庭、地域における子どもの読書活動推進の支援
		学校等における子どもの読書活動推進の支援
	図書館における子どもの読書活動の推進	児童向けサービスの充実
		児童の読書環境の整備
	子どもの読書活動を推進する体制の整備	子ども読書活動推進計画の推進
		地域、学校等との連携強化
	子どもの読書活動に関する啓発・広報の充実	子ども読書の日等に関する啓発・関連行事の開催
		子どもの読書への関心を高める取組みの推進

子ども読書活動推進計画	
施策の柱	重点施策
1 家庭、地域における子どもの読書活動の推進	1 家庭における推進
	2 地域における推進
2 学校等における子どもの読書活動の推進	3 保育所・幼稚園・児童館における推進
	4 学校における推進
3 図書館における子どもの読書活動の推進	5 児童向けサービスの充実
	6 児童の読書環境の整備
4 子どもの読書活動を推進する体制の整備	7 子ども読書活動推進計画の推進
	8 地域、学校、図書館の連携強化
5 子どもの読書活動に関する啓発、広報の充実	9 子ども読書の日等に関する啓発・関連行事の開催
	10 子ども読書への関心を高める取組みの推進



## 3 図書館機能統計

## (1) 図書館奉仕指標（基準人口 令和7年4月1日現在）

登録率（市内・個人）

$$\frac{\text{登録者数}}{\text{人口}} \times 100 = \frac{28,756 \text{人}}{52,325 \text{人}} \times 100 = 54.96\%$$

人口一人当たりの貸出点数（市内・個人）

$$\frac{\text{貸出点数（市内・個人）}}{\text{人口}} = \frac{322,234 \text{点}}{52,325 \text{人}} = 6.16$$

実質貸出密度（団体・相互貸借を含む）

$$\frac{\text{貸出点数}}{\text{登録者数}} = \frac{412,458 \text{点}}{34,802 \text{人}} = 11.85 \text{点}$$

所蔵資料回転数（雑誌・視聴覚を含む）

$$\frac{\text{貸出点数}}{\text{所蔵資料数}} = \frac{412,458 \text{点}}{170,689 \text{点}} = 2.42 \text{点}$$

人口一人当たりの所蔵資料数（雑誌・視聴覚を含む）

$$\frac{\text{所蔵資料数}}{\text{人口}} = \frac{170,689 \text{点}}{52,325 \text{人}} = 3.26 \text{点}$$

人口一人当たりの年間受入数（雑誌・視聴覚を含む）

$$\frac{\text{年間受入点数}}{\text{人口}} = \frac{5,101 \text{点}}{52,325 \text{人}} = 0.10 \text{点}$$

人口一人当たりの資料購入費（令和6年度当初予算により算定）

$$\frac{\text{資料購入費}}{\text{人口}} = \frac{8,352 \text{千円}}{52,325 \text{人}} = 159.62 \text{円}$$

貸出コスト（令和6年度当初予算により算定、雑誌・視聴覚を含む）

$$\frac{\text{図書館費}}{\text{貸出点数}} = \frac{89,587 \text{千円}}{412,458 \text{点}} = 217.20 \text{円}$$

職員（令和6年度の図書館専任職員数）一人当たりの貸出点数（雑誌・視聴覚を含む）

$$\frac{\text{貸出点数}}{\text{職員数}} = \frac{412,458 \text{点}}{30 \text{人}} = 13,748.6 \text{点}$$

開館日1日当たりの貸出点数（雑誌・視聴覚を含む）

$$\frac{\text{貸出点数}}{\text{開館日数}} = \frac{412,458 \text{点}}{288 \text{日}} = 1,432.15 \text{点}$$

開館日1日当たりの入館者数

$$\frac{\text{年間入館者数}}{\text{開館日数}} = \frac{276,054 \text{人}}{288 \text{日}} = 958.52 \text{人}$$

1回当たりの貸出点数（団体・相互貸借、雑誌・視聴覚を含む）

$$\frac{\text{貸出点数}}{\text{年間貸出人数}} = \frac{412,458 \text{点}}{119,685 \text{人}} = 3.45 \text{点}$$

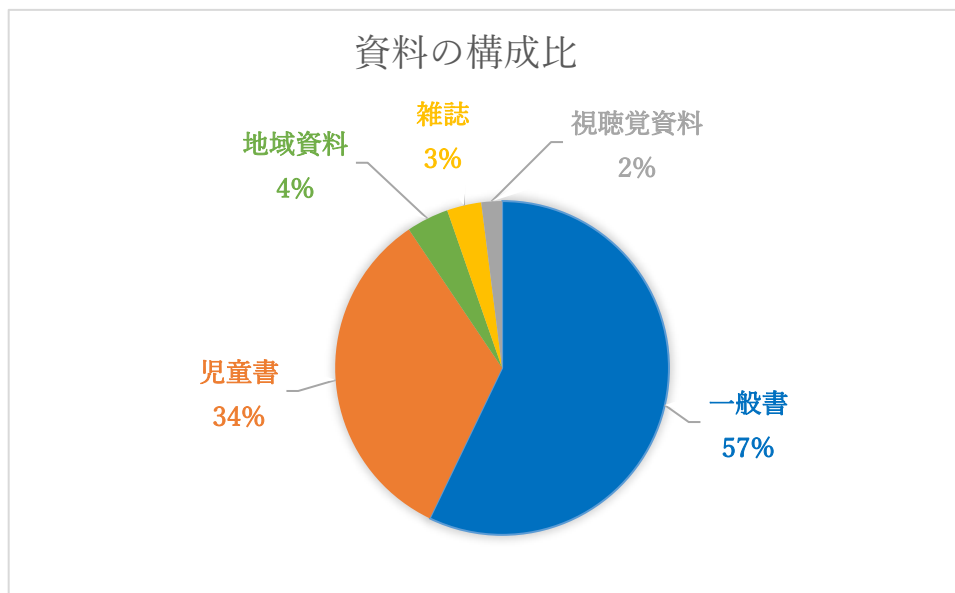
## (2) 図書館資料等の所蔵状況

## ① 総資料数

(単位：点)

	一般書	児童書	地域資料	雑誌	視聴覚資料	計
所蔵資料数	97,267	57,498	7,042	5,474	3,408	170,689

令和6年度末時点

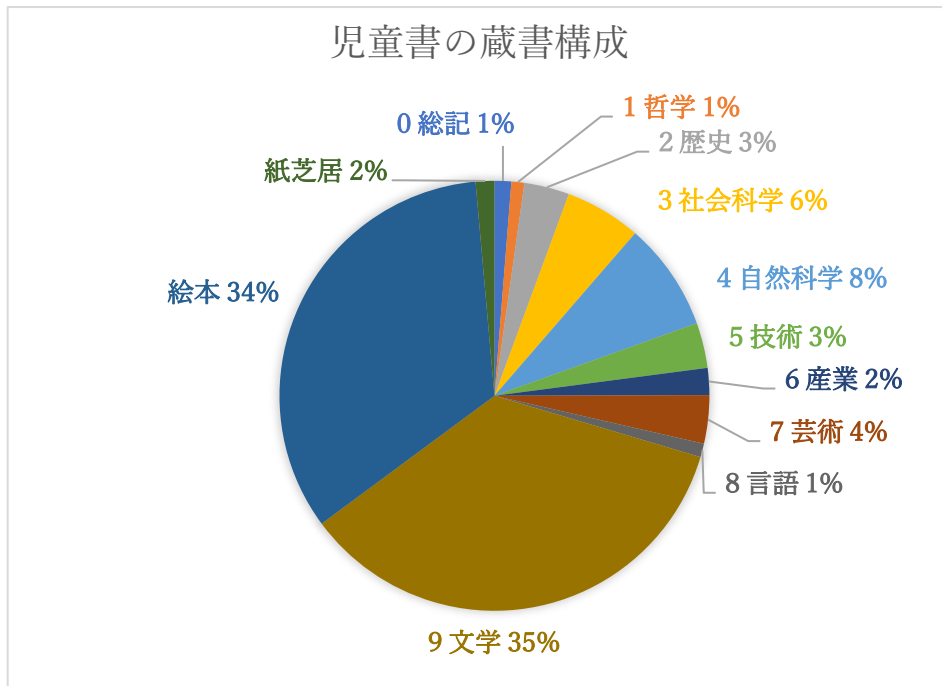
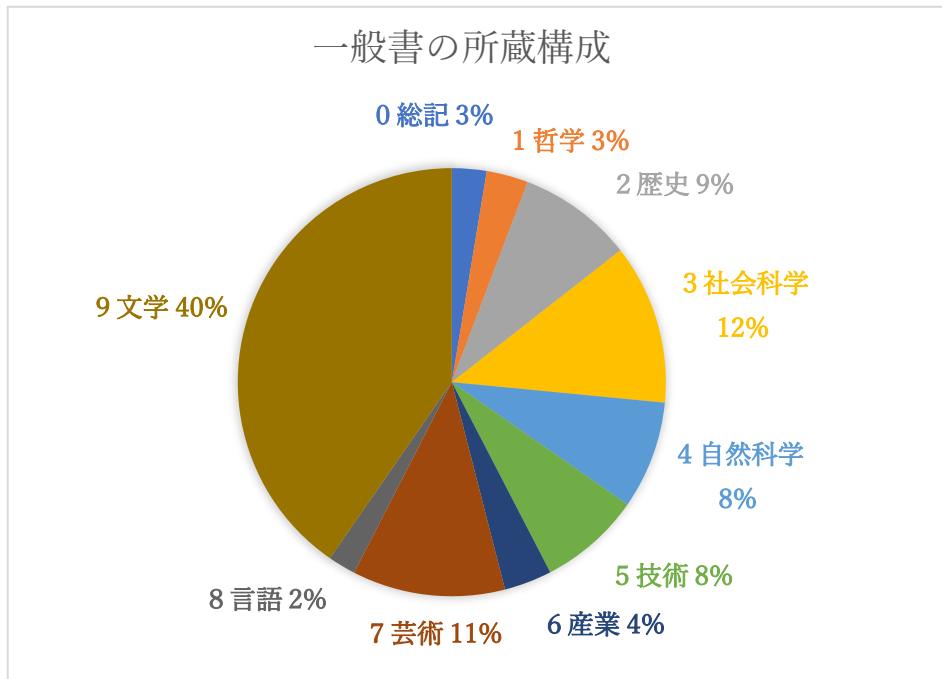


## ② 資料構成（一般書・児童書）

(単位：点)

資料分類	一般書	児童書	合計
0 総記	2,570	724	3,294
1 哲学	3,031	558	3,589
2 歴史	8,426	1,951	10,377
3 社会科学	11,752	3,299	15,051
4 自然科学	7,882	4,694	12,576
5 技術	7,482	1,956	9,438
6 産業	3,489	1,166	4,655
7 芸術	11,259	2,086	13,345
8 言語	2,015	587	2,602
9 文学	39,361	20,273	59,634
絵本	-	19,397	19,397
紙芝居	-	807	807
計	97,267	57,498	154,765

令和6年度末時点



③ 資料構成（視聴覚資料）

（単位：点）

資料分類	所蔵点数
DVD	2,018
CD	1,390
計	3,408

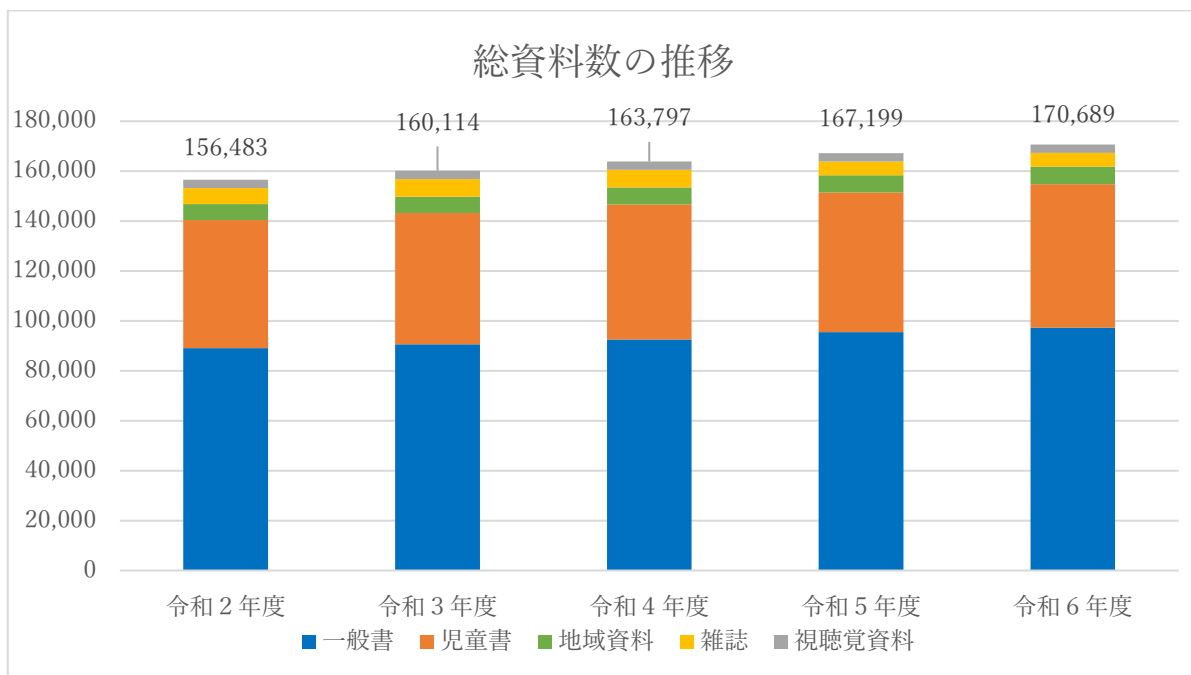
令和6年度末時点

④ 総資料数の推移（過去5年間）

（単位：点）

年度	総資料数	一般書	児童書	地域資料	雑誌	視聴覚資料	受入点数
令和2年度	156,483	89,057	51,368	6,359	6,457	3,242	15,201
令和3年度	160,114	90,603	52,583	6,557	7,072	3,299	4,806
令和4年度	163,797	92,584	54,119	6,706	7,051	3,337	5,316
令和5年度	167,199	95,536	55,888	6,858	5,578	3,339	6,457
令和6年度	170,689	97,267	57,498	7,042	5,474	3,408	5,101

各年度末時点



⑤ その他資料の所蔵状況

資料名	所蔵状況
雑誌	114 誌
新聞	16 誌
新聞縮刷版	2 誌

令和6年度当初時点

⑥ オンラインデータサービス

データサービス名	内容
官報検索情報サービス	官報の記事を過去に遡って検索可能。
第一法規情報総合データベース	現行法令や判例、法律判例文献情報の検索が可能。

令和6年度当初時点



## ⑦ バリアフリーサービス

サービス名称	内容
バリアフリー資料の貸出	<ul style="list-style-type: none"><li>・大活字本 538 点</li><li>・LLブック（やさしく読みやすい本） 35 点</li><li>・点字資料 40 点</li><li>・マルチメディア DAISY 41 点</li><li>・朗読 CD 90 点</li><li>・その他 9 点</li></ul>
音声・拡大読書機	
読書補助具の貸出	<ul style="list-style-type: none"><li>・リーディングトラッカー</li><li>・リーディングルーペ</li></ul>

令和6年度末時点

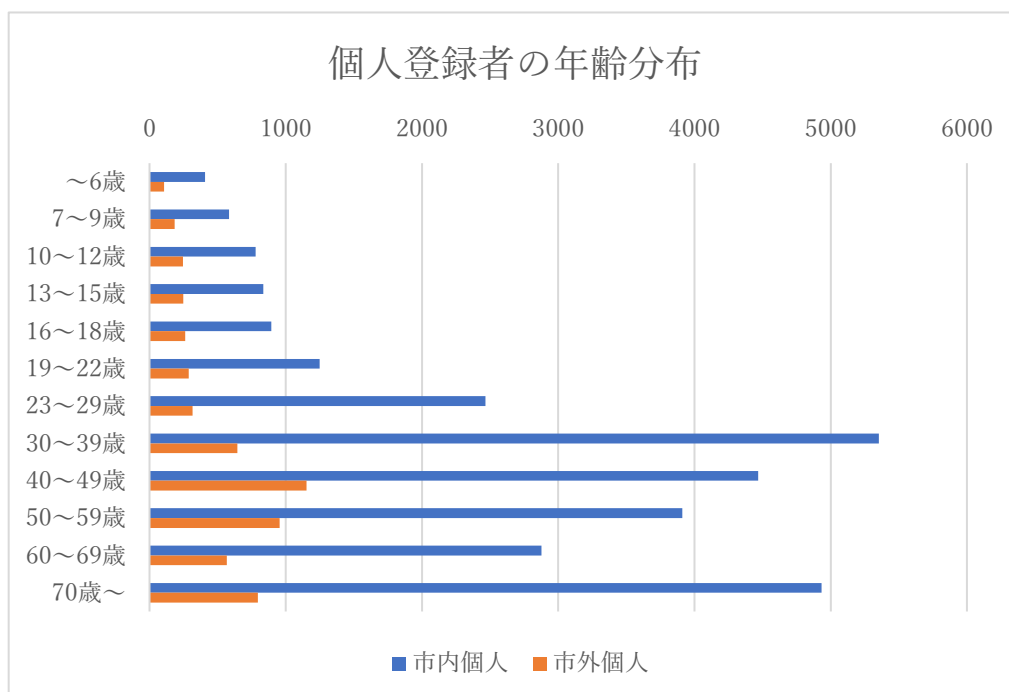
## (3) 利用状況

## ① 登録者数（年齢については要覧作成時のもの）

(単位：人)

年齢	市内個人	市外個人	団体	相互貸借	計
～6歳	407	107			514
7～9歳	584	185			769
10～12歳	779	245			1,024
13～15歳	836	249			1,085
16～18歳	894	261			1,155
19～22歳	1,248	288			1,536
23～29歳	2,466	316	-	-	2,782
30～39歳	5,353	645			5,998
40～49歳	4,467	1,152			5,619
50～59歳	3,910	956			4,866
60～69歳	2,878	568			3,446
70歳～	4,934	795			5,729
年齢なし	-	-	116	163	279
計	28,756	5,767	116	163	34,802

令和6年度末時点



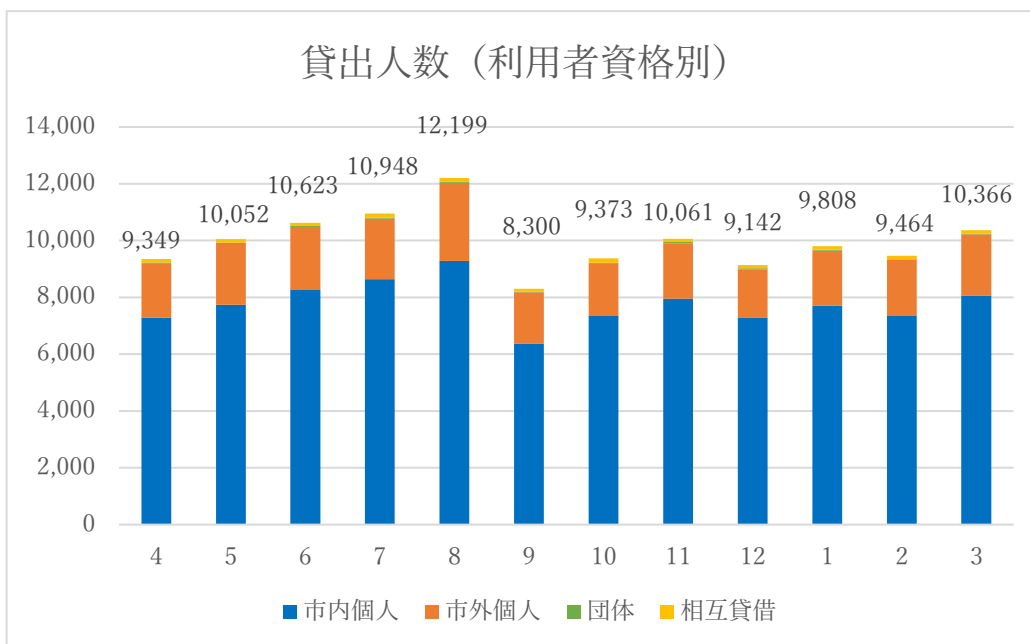
## ② 月別貸出状況

・貸出人数（利用者資格別）

（単位：人）

月	開館日数	市内個人	市外個人	団体	相互貸借	計
4	24	7,286	1,902	41	120	9,349
5	26	7,740	2,145	38	129	10,052
6	25	8,278	2,197	33	115	10,623
7	25	8,644	2,130	35	139	10,948
8	26	9,282	2,749	41	127	12,199
9	19	6,373	1,801	33	93	8,300
10	26	7,345	1,843	34	151	9,373
11	25	7,957	1,945	47	112	10,061
12	24	7,280	1,704	36	122	9,142
1	22	7,707	1,937	36	128	9,808
2	21	7,346	1,973	26	119	9,464
3	25	8,063	2,156	22	125	10,366
計	288	93,301	24,482	422	1,480	119,685

令和6年度末時点

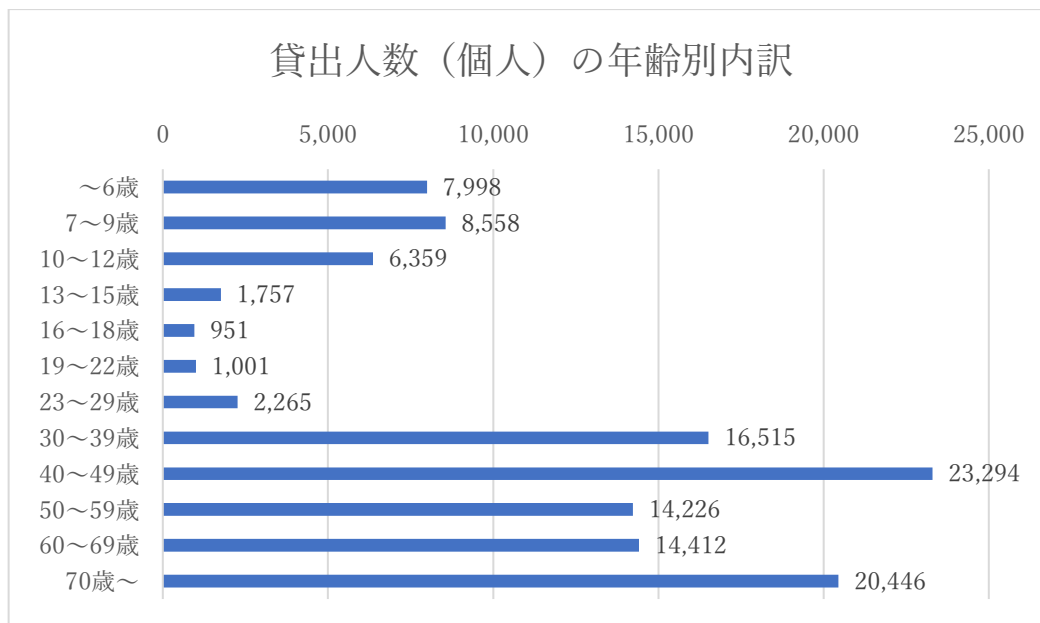


## ・貸出人数（個人）の年齢別内訳

（単位：人）

年齢	貸出人数
～6歳	7,998
7～9歳	8,558
10～12歳	6,359
13～15歳	1,757
16～18歳	951
19～22歳	1,001
23～29歳	2,265
30～39歳	16,515
40～49歳	23,294
50～59歳	14,226
60～69歳	14,412
70歳～	20,446
計	117,782

令和6年度末時点

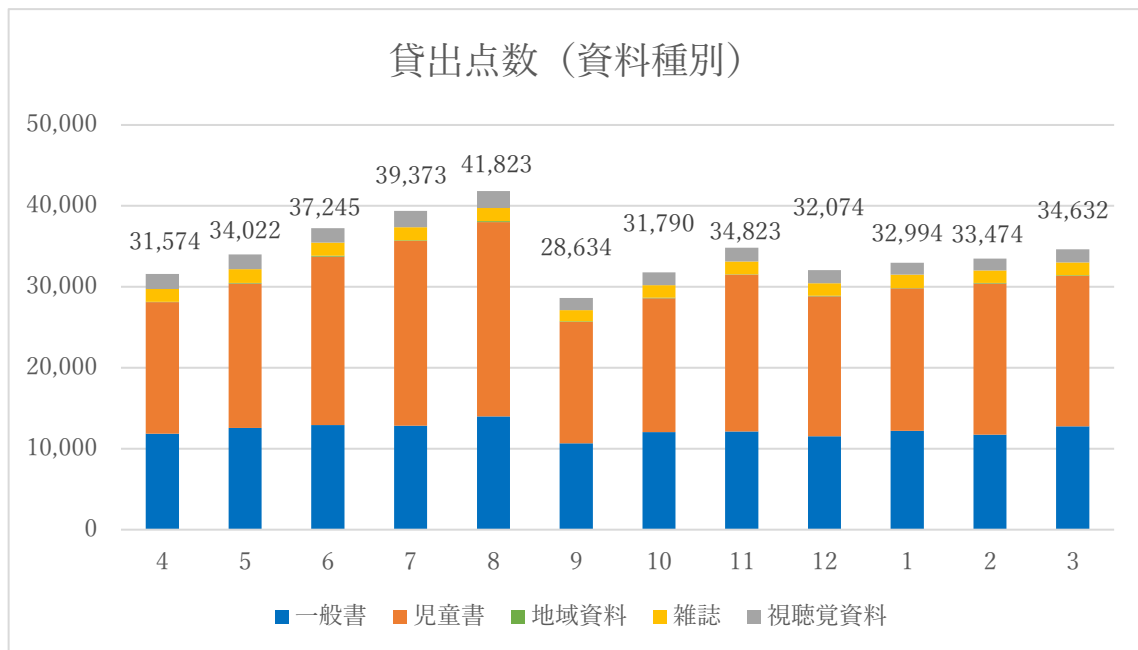


## ・貸出点数（資料種別）

（単位：点）

月	開館日数	一般書	児童書	地域資料	雑誌	視聴覚資料	計
4	24	11,850	16,245	62	1,586	1,831	31,574
5	26	12,566	17,831	84	1,695	1,846	34,022
6	25	12,932	20,816	102	1,613	1,782	37,245
7	25	12,859	22,804	96	1,618	1,996	39,373
8	26	13,993	24,004	119	1,632	2,075	41,823
9	19	10,667	15,010	56	1,407	1,494	28,634
10	26	12,053	16,549	72	1,534	1,582	31,790
11	25	12,136	19,365	70	1,571	1,681	34,823
12	24	11,544	17,293	69	1,549	1,619	32,074
1	22	12,194	17,602	74	1,628	1,496	32,994
2	21	11,735	18,673	64	1,566	1,436	33,474
3	25	12,777	18,564	80	1,600	1,611	34,632
計	288	147,306	224,756	948	18,999	20,449	412,458

令和6年度末時点

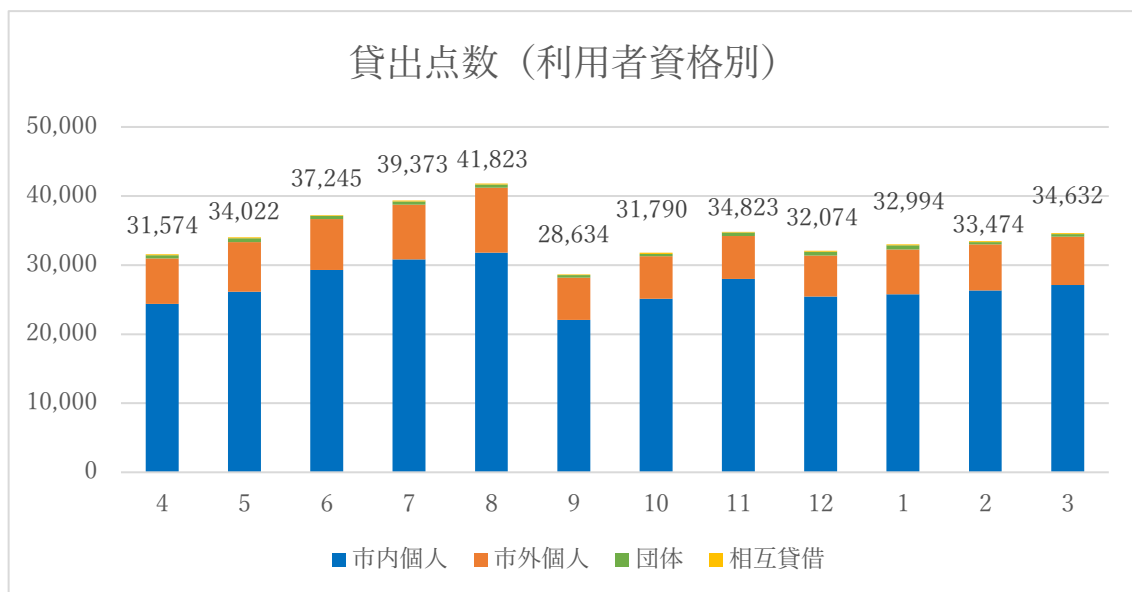


## ・貸出点数（利用者資格別）

（単位：点）

月	開館日数	市内個人	市外個人	団体	相互貸借	計
4	24	24,369	6,621	454	130	31,574
5	26	26,158	7,156	566	142	34,022
6	25	29,278	7,376	459	132	37,245
7	25	30,810	7,936	464	163	39,373
8	26	31,810	9,381	490	142	41,823
9	19	22,073	6,102	359	100	28,634
10	26	25,104	6,183	335	168	31,790
11	25	28,007	6,190	508	118	34,823
12	24	25,440	5,965	531	138	32,074
1	22	25,769	6,509	570	146	32,994
2	21	26,314	6,706	324	130	33,474
3	25	27,102	7,014	376	140	34,632
計	288	322,234	83,139	5,435	1,649	412,458

令和6年度末時点



## ③ 資料種別貸出ランキングトップ5（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

## ・一般書

順位	書名	著者名	貸出回数
1	白鳥とコウモリ	東野 圭吾／著	66
2	教鞭	柚月 裕子／著	54
3	希望の糸	東野 圭吾／著	51
4	魔女と過ごした七日間	東野 圭吾／著	47
4	クスノキの番人	東野 圭吾／著	47

## ・児童書

順位	書名	著者名	貸出回数
1	だるまさんと	かがくい ひろし／さく	111
2	だるまさんの	かがくい ひろし／さく	88
3	そらまめくんのぼくのいちにち	なかや みわ／さく	79
4	だるまさんが	かがくい ひろし／さく	78
4	ミッケ！ 8	ウォルター ウィック／写真	78
4	ぐりとぐら	中川 李枝子／さく	78

## ・雑誌（タイトル毎の利用回数）

順位	雑誌名	出版社	貸出回数
1	オレンジページ	オレンジページ	582
2	ゆうゆう	主婦の友社	577
3	クロワッサン	マガジンハウス	549
4	PRESIDENT	プレジデント社	466
5	散歩の達人	弘済出版社	454

## ・視聴覚資料

順位	資料名	貸出回数
1	クレヨンしんちゃん 伝説を呼ぶブリブリ3分ぼっきり大進撃	30
2	クレヨンしんちゃん 爆盛！カンフーボーイズ拉麺大乱	29
2	おしりたんてい 16	29
4	アナと雪の女王	28
4	おしりたんてい 8	28
4	はたらく細胞 2	28

## ④ その他サービス等の利用状況

月	予約・リクエスト(件)	コピー(枚)	レファレンス(件)		学習室利用(人)	グループ学習室利用(人)	PCコーナー利用(人)
			事項	所蔵			
4	2,312	63	37	176	368	1	118
5	2,571	201	22	208	649	0	122
6	2,750	34	26	209	829	9	152
7	2,796	121	85	303	911	16	171
8	2,562	72	56	285	1,081	8	184
9	2,102	87	27	132	385	0	194
10	2,719	46	29	167	695	2	186
11	2,603	54	29	196	753	7	168
12	2,666	238	40	187	622	3	162
1	2,661	178	17	184	701	4	126
2	2,540	205	31	202	915	10	191
3	2,910	39	27	193	426	0	203
計	31,192	1,338	426	2,442	8,335	60	1,977

令和6年度末時点

## ⑤ 図書館利用等の推移(過去5年間)

年度	開館日数	入館者数(人)	登録者数(人)	貸出人数(人)	貸出点数(点)
令和2年度	165	93,350	28,174	55,480	211,695
令和3年度	294	221,445	30,009	116,304	435,436
令和4年度	294	243,903	31,663	118,818	427,035
令和5年度	294	268,815	33,232	121,804	421,725
令和6年度	288	276,054	34,802	119,685	412,458

各年度末時点

## (4) 相互貸借統計

(単位：件)

月	貸出	借受
4	130	152
5	142	229
6	132	162
7	159	168
8	142	221
9	97	155
10	165	176
11	117	263
12	138	213
1	145	223
2	130	192
3	140	182
計	1,637	2,336

令和6年度末時点

## 4 令和6年度図書館関連事業実績

## (1) 親子向け事業

	事業名	参加人数
	実施日	
	事業内容	
1	おはなし会(4歳以上の児童向け)	36回実施 延べ565人
	毎月第2、第3、第4土曜日	
	絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング等	
2	ちいさい子のおはなし会(0~3歳の児童向け)	36回実施 延べ880人
	毎月第1、第2、第3金曜日	
	絵本の読み聞かせ、手あそび等	
3	お父さんと一緒に本を読もう!	4回実施 延べ28人
	5/26(日)、8/25(日)、11/24(日)、2/23(日)	
	絵本の読み聞かせや、おすすめ絵本リストの配布、情報交換等	
4	ブックスタート事業	12回実施 親子327組
	毎月	
	健康増進課で実施する生後10か月児健康診査において、絵本を開く楽しい体験とともに絵本等を手渡す。	

## (2) 子ども向け事業

		事業名	参加人数
		実施日	
		事業内容	
読書週間における事業			
1	(1)	こどもの読書週間記念缶バッジの配布	小学生以下 計 50 個
		4/23(火)～5/12(日)	
	(2)	こどもの読書週間を記念して作成したオリジナル缶バッジの配布	32 人
(2)	みんなでとぼそう！紙ひこうき！		
	5/5(日)	紙ひこうきの製作と関連図書の展示	
2	夏休み子ども講座		2 回 延べ 38 人
	7/24(水)、7/25(木)		
	本の帯・POPの作り方講座		
3	子ども司書養成講座		延べ 6 人
	8/9(金)、8/10(土)		
	返却された資料の配架や装備体験、絵本の読み聞かせ体験等		
子ども司書活用事業			
4	(1)	子ども司書活動日	延べ 8 人
		9 月以降の毎月第 3 土曜日	
		返却された資料の配架や本の装備、おはなし会のサポート等	
5	本の帯・POP コンクール「はなみずき賞」		本の帯部門 160 点 POP 部門 420 点
	12/5(木)～12/17(火) ※応募作品展示の期間		
	入賞者の表彰とギャラリーを使った応募作品の展示を実施		
6	本の福袋の貸出		50 袋
	1/5(日)		
	年齢別、テーマ別に選書した図書を封入した本の福袋の貸出		

## (3) 一般向け事業

	事業名	参加人数
	実施日	
	事業内容	
1	図書館映画観賞会	14回実施 延べ413人
	毎月第1土曜日	
	多様な種類の映画上映	
2	文学講座（東洋大学講師派遣事業共催）	延べ39人
	10/26(土) 『百人一首を味わう』	
3	歴史講座	延べ34名
	12/11(水)、12/18(水) 白岡市と近隣の古文書で見る江戸時代	
4	図書館ボランティア体験講座	延べ12人
	2/15(土)、2/22(土) 資料の配架や装備、絵本の読み聞かせ等	

## (4) 生涯学習センター各機能、外部団体等との連携による事業

	事業名	参加人数
	実施日	
	事業内容	
1	市内幼稚園等による図書館見学	87人
	1/16(木)興善寺幼稚園、2/13(木)しらおか虹保育園	
	図書館の見学、図書の貸出体験、絵本の読み聞かせ等	
図書館機能、博物館機能連携事業		
2	企画展連携おはなし会	3回 延べ73人
	(1) 11/9(土)、11/16(土)、11/23(土)	
	歴史資料展示室企画展に関連したテーマによるおはなし会	-
	(2) 企画展連携テーマ展示	
10/14(月)～12/1(日)	-	
歴史資料展示室企画展に関連したテーマによるテーマ展示		
日本工業大学との連携事業（こもれびの森まつりにおいて実施）		
3	センサーやカメラを使ってコンピューターを操作してみよう	99人
	(1) 11/23(土)	
	カメラやセンサーを使って操作するゲームや作品の体験	-
(2) 「見て、触れて、感じる」学生の技術と情熱～学生フォーミュラ車両の展示～		
11/23(土)		
日本工業大学の学生が製作し、今年9月の日本大会に出場したフォーミュラ車両の展示		

## (5) その他の事業等

事業名	内容	件数等
図書館だより「こもれび通信」発行	様々なテーマに応じたおすすめの本や各種イベントの紹介等。	6回
図書館ボランティア連絡会議	図書館事業についての協力依頼、情報交換、意見交換等	3回

## 5 令和6年度文書保存関連事業実績

事業名	内容	件数等
歴史的公文書目録の作成・整理	令和5年度分暦年末・年次末廃棄文書からの選別・収集と目録作成・保管	288回 (フォルダ数)
収集資料の保存活用	庁内関係課及び一般利用者の文書史資料等利用実績	7件 (行政利用3件)
交換図書受入	県内外自治体史、歴史・埋蔵文化財報告書等の受贈図書の受入実績	410冊

## IX 博物館機能

### 1 博物館機能の使命と目標

#### (1) 当館の使命について

白岡市生涯学習センターの博物館機能は、白岡市第6次総合振興計画にうたった「次代を担う人と豊かな文化を育むまち」の実現と白岡市教育振興基本計画における基本理念である「学び楽しむまちづくり」の具現化のため、市民一人一人が「ふるさと白岡」に誇りと愛着をもって、新たな白岡の創造を目指すことを支援する。

このため、市民共有の貴重な財産である地域文化財の調査・研究に基づく収集・保存・管理・活用を包括的に行い、さらに市の内外に向けて、当市の歴史や伝統文化を発信するとともに、次代へ継承する拠点として次の4つの使命を掲げることとする。

#### 基本理念に基づく4つの使命

- 1 郷土の歴史文化の特徴を反映する展示
- 2 文化財の適切な保存管理
- 3 理解しやすい情報発信による学びと交流の提供
- 4 市民や関連団体等との連携・協働の促進

#### (2) 事業の基本目標

##### ① 特色ある文化遺産の展示公開

###### ア 常設展示

当市の歴史や伝統文化を市民が正しく理解し永く継承するとともに、ふるさと意識の醸成を促すために、基本となる時間軸を構成する通史的展示を提供する。

###### イ 企画展示・特別展示

当市の魅力ある歴史・文化を個別のテーマごとに深く掘り下げ、地域に関する理解を促す展示を提供する。

##### ② 文化遺産を未来に引き継ぐ

###### ア 素材に即した収蔵保存

資料の特性を十分に把握し、常時適切な保存及び管理環境下に置き、市民共有の財産の末永い伝承に努める。

###### イ 資料の活用を前提とした資料整理

収蔵庫の計画的で効率的な運用を図るとともに、収蔵資料の検索や閲覧の利便性を高めるよう努める。

##### ③ 知識の拠点として学びと交流を支える

###### ア 多様な学習メニューの提供

歴史や伝統文化の理解促進のため、対象に応じた多様な学習メニューを提供するとともに、図書館や学校を始め様々な機関と連携しながら効果的な教育普及活動に努める。

## イ 多様な情報発信

収蔵資料を始めとする文化財のデジタル化を推進し、歴史や文化に関する多様な情報発信に努める。

## ウ 図書館と連携したレファレンスサービス

児童生徒を始めとする市民の地域学習を支援するため、図書館と連携した地域学習の拠点機能を担う。

## ④ ふるさと文化の調査推進

## ア バランスのとれた調査研究活動

歴史・民俗・考古の各分野を核としたバランスのとれた体系的な調査・研究活動を促進し、展示公開や教育普及活動の基礎を形成する。

## イ 幅広く多角的な資料の収集

白岡ゆかりの人物や事象を掘り起こし、積極的に収集することで地域に密着した幅広く奥行きのある展示を実現できるよう努める。

## 2 資料収集、調査研究の方針

地域資料館として、白岡にゆかりのある歴史、民俗、美術工芸などの分野の資料を、網羅的、系統的に収集することで地域研究の推進を図る。

## (1) 資料収集の方針

白岡における人々の暮らしと文化に関わる歴史・民俗・美術（主に近世以前）資料を収集対象とする。

## 資料収集の基準

- 1 白岡市及び周辺地域にとって歴史上、重要な事件や人物に関わる資料
- 2 白岡市及び周辺地域にとって美術史上（近世以前）、重要な資料
- 3 白岡市及び周辺地域にとって重要な有形民俗資料
- 4 上記1～3にかかる系統だったコレクション
- 5 保存状態が良好な資料で、常設展や特別展・企画展に展示できる資料

## (2) 重点的に収集すべき資料

## ① 歴史学的分野

## ア 考古資料

白岡及び周辺地域の人々の生活史を解明する上で重要と思われる考古学的資料

## イ 古文書典籍

白岡及び周辺の地域史を解明する上で重要と思われる古文書、古記録、典籍その他の資料

## ウ 地図、図面類

白岡及び周辺地域を記録したと思われる地図、図面類

## エ 写真、絵図類

白岡及び周辺地域の風景、行事、生活その他を記録した写真、絵図その他の資料

## ② 民俗学的分野

- ア 梨生産を始めとする生産生業関連資料
- イ 衣食住を始めとする生活関連資料
- ウ 職人道具、商業関連資料
- エ 芸能、祭礼関連資料
- オ 儀礼、年中行事関連資料
- カ 交通・交易関連資料

## ③ 美術工芸分野（主に近世以前）

- ア 作者、流派、題材、制作事情、所有者その他において、主に近世以前の白岡及び周辺地域にゆかりのある美術工芸品及びその関係資料
- イ 立川金禄が制作した彫刻、絵画その他の作品及びその関係資料

## (3) 調査研究の方針

地域資料や博物館活動に関する調査研究を進め、その成果を展示や普及事業に反映させるとともに、調査研究成果や地域文化の情報発信を行う。

#### 具体的事業内容

- 1 白岡及び周辺地域における人々の暮らしと文化に関わる調査研究
- 2 教育普及、資料保存などの博物館活動に関する調査研究
- 3 調査研究成果の情報発信

## ① 資料に関する調査研究

- ア 収集資料及び資料関連事項に関する調査研究
- イ 白岡及び周辺地域に伝わる有形無形の伝統的文化遺産に関する調査研究
- ウ 他市町村及び県立館その他の資料館博物館や文化財愛護団体など共同で行う調査研究

## ② 博物館活動に関する調査研究

- ア 教育普及事業に関する調査研究
- イ 資料保存に関する調査研究

## ③ 調査研究活動成果の情報発信

- ア 調査報告書の刊行
- イ 研究紀要の定期的刊行
- ウ 研究報告会の開催
- エ ホームページ等を活用した情報発信

### 3 博物館機能統計

#### (1) 分野別収蔵資料数

資料種別	資料名	資料数	摘要
歴史資料	諸家文書 88 家	25,020 点	
考古資料	市内遺跡出土資料	1,885 箱	
民俗資料	農耕具・生活用具ほか	27,705 点	
その他	標本・模型等	100 点	
計		54,710 点	

令和6年度末時点

#### (2) 主な新規収蔵資料

##### ・寄贈

受入日	種別	資料名	点数	寄贈者(団体)	摘要
4/24(水)	歴史資料	古文書・典籍	7	個人	
5/1(水)	歴史資料	古文書	55	個人	
6/4(火)	歴史資料	典籍	1	個人	
6/27(木)	歴史資料	歴史的公文書	36	個人	
7/10(水)	民俗資料	民俗芸能記録映像資料	18	個人	
9/5(木)	歴史・民俗資料	古文書・典籍・民具	543	個人	
11/3(日)	考古資料	市内出土土器片	1	個人	

令和6年度末時点

##### ・寄託

受入日	種別	資料名	点数	寄贈者(団体)	摘要
8/22(木)	歴史資料	古文書	1,063	個人	
12/21(土)	民俗資料	繭額	1	柴山諏訪八幡神社	

令和6年度末時点

### 4 令和6年度文化財関連事業実績

#### (1) 市内遺跡発掘調査事業

事業名	内容	件数等
埋蔵文化財試掘調査	タタラ山遺跡 他	21 件
埋蔵文化財発掘調査	茶屋遺跡第9・10地点	2 件
発掘調査報告書作成・刊行	「山遺跡(第6・15・16・19地点)」(第34集)	1 件
市内仏像調査	全龍寺 他	2 か寺 1 回
自然科学分析	本田下遺跡第1地点貝塚土壌自然科学分析	1 件

## (2) 文化財啓発普及事業

## ① 講座、イベント等

	事業名		参加人数	
	実施日			
	事業内容			
1	ペアーズアカデミー ジャンル：連携講座		延べ 54 人	
	11/7(木)、11/14(木)、11/28(木)			
	「企画展との連携講座」			
2	ペアーズアカデミー ジャンル：しらおか学		延べ 69 人	
	12/5(木)、12/12(木)、12/19(木)、12/26(木)			
	「年中行事」			
3	ミュージアム・ゼミナール		延べ 6 人	
	7/11(木)、7/18(木)、7/25(木)			
	「実験考古学講座～磨製石斧作り～」			
4	ミュージアム・ゼミナール		延べ 4 人	
	11/14(木)、11/21(木)、11/28(木)			
	「俳諧と白岡～江戸・明治の俳諧事情～」			
5	ミュージアム・ゼミナール		延べ 18 人	
	3/14(金)、3/21(金)、3/28(金)			
	「都鳥が見た古代～埼玉県東部地区の奈良時代・平安時代～」			
6	親子おもしろミュージアム		11 人	
	8/3(土)			
	藍のたたき染め教室			
7	親子おもしろミュージアム		19 人	
	2/8(土)			
	だるまさんを作ろう			
8	定例展示解説会「ハンズ・オン・デイ」			
	4/20(土)	舞ぎりで火起こしに挑戦！		80 人
	5/18(土)	篠竹鉄砲で遊んでみよう！		100 人
	6/15(土)	七夕の願いごとはなあに？		111 人
	7/20(土)	誰でも簡単！丸うちわ		101 人
	8/17(土)	縄文時代の「浮子」は本当に浮くか？		100 人
	9/21(土)	マイクロスコープで資料を見てみよう		62 人
	10/19(土)	企画展展示解説		31 人
	11/23(土)	ミュージアム・クイズ、あんぎん編みコースター作り		94 人
	12/21(土)	綿繰り機で木綿を採ろう！		72 人
	1/18(土)	願いを込めて絵馬を掛けよう！		45 人
	2/15(土)	昔の道具・薬研を使ってみよう		88 人
	3/22(土)	紡錘車って何だろう？		52 人

9	企画展「暮らしを支えた木綿と生糸～紡ぎ、織りなす白岡遺産～」	
	10/14(月)～12/1(日)	
	綿と生糸に関わる産業をテーマとした企画展	
10	季節展示「近世の白岡領主～旗本川副氏を知っていますか?～」	
	4/27(土)～6/2(日)	
	近世の旗本領主をテーマとした季節展示	
11	季節展示「祝!白岡町誕生70周年」	
	7/27(土)～9/8(日)	
	三村合併による白岡町の誕生をテーマとした季節展示	
12	季節展示「中妻遺跡から見た古代～白岡の奈良時代・平安時代～」	
	12/7(土)～3/14(金)	
	白岡の古代遺跡をテーマとした季節展示	
13	リレー展示「都鳥が見た古代～埼玉県東部地区の奈良時代・平安時代～」	
	3/15(土)～4/8(火)	
	東部地区文化財担当者会のリレー展示を受け入れ	
14	文化財防火訓練	31人
	1/26(日)	
	観福寺を会場に、通報訓練やポンプ車による放水訓練等を実施	
16	白岡遺産保存活用市民会議定期総会及び記念講演会	47人
	5/19(日)	
	総会と記念講演会「「白岡遺産」を活用した街づくりと「市民会議」の役割」	
17	安楽寺文化財一般公開	113人
	6/8(土)	
	市民会議と安楽寺との共催による文化財一般公開事業	

## ② その他

事業名	内容	件数等
企画展図録発行	「暮らしを支えた木綿と生糸～紡ぎ、織りなす白岡遺産～」	1回
歴史資料館だより「のよみち」発行	展示室の見どころ解説や様々なトピックスの紹介	4回
歴史資料館紀要発行	調査研究活動等の成果報告、資料紹介等	1回
白岡遺産セルフガイドブック発行	白岡遺産ストーリー1「鎌倉街道と幻の川「日川」」の関連文化財群を見学しながら散策できるガイドブック	1回

## (3) 文化財保護保存事業

事業名	内容	件数等
文化財保護審議会	市指定文化財の内容検討等	5回
市内仏像調査	市内寺院を対象とした調査	2か寺 1回
指定文化財標柱改修事業	岡泉観音堂	2本
資料利用	桑扱器の資料熟覧等	9件
資料画像提供	紙本着色新井白石画像等	3件

## (4) その他の事業等

事業名	内容	件数等
新指定文化財候補検討作業	新指定文化財候補の検討	-
文化財担当職員派遣事業	職員出前講座等	7回
歴史学習支援事業	小・中学校への出前授業	1回



ハンズ・オン・デイ「昔の道具・薬研を使ってみよう」の様子

## X 生涯学習機能

### 1 生涯学習機能概要

階	室名等	利用想定人数(人)	面積(m <sup>2</sup> )	使用料(円)
1階	多目的ホール	500	390	3,000
	集会室1	80	112	800
	集会室2	100	144	1,000
	音楽・軽スポーツ室	100	134	1,200
2階	会議室1	18	31	200
	会議室2	18	31	200
	会議室3	18	31	200
	創作室	16	38	300
	音楽スタジオ	10	30	300

※使用料は1時当たりの金額

※使用者や使用目的により、使用料が異なる場合あり

### 2 生涯学習機能統計

#### (1) 1階施設

(単位：人)

月	開館日数	多目的 ホール	集会室 1 + 2	集会室2 + 音楽・ 軽スポーツ室	集会室1	集会室2	音楽 軽スポーツ室
4	25	224	0	180	89	114	190
5	27	884	147	30	39	128	113
6	26	463	269	49	138	58	165
7	26	420	386	130	108	26	193
8	26	334	118	179	62	44	148
9	25	507	98	24	87	82	223
10	27	767	327	186	161	22	336
11	26	1,028	340	0	46	76	76
12	24	1,129	179	212	26	0	181
1	24	413	267	128	37	16	210
2	24	1,420	275	47	34	47	119
3	26	1,030	187	141	43	12	203
計	306	8,619	2,593	1,306	870	625	2,157

令和6年度末時点

## (2) 2階施設

(単位：人)

月	開館日数	会議室 1+2+3	会議室 1+2	会議室 2+3	会議室 1	会議室 2	会議室 3	創作室	音楽 スタジオ
4	25	269	12	43	38	2	83	64	73
5	27	252	52	28	51	7	56	27	107
6	26	379	22	67	111	49	140	49	124
7	26	348	75	51	89	21	107	98	136
8	26	142	34	33	111	54	68	40	133
9	25	215	38	49	111	40	106	66	91
10	27	254	32	75	67	13	123	30	105
11	26	361	44	42	72	18	139	88	104
12	24	184	27	53	65	6	77	43	77
1	24	355	107	41	35	12	70	51	98
2	24	319	6	46	65	30	165	104	116
3	26	201	90	53	59	13	112	63	137
計	306	3,279	539	581	874	265	1,246	723	1,301

令和6年度末時点

## 3 令和6年度生涯学習関連事業実績

## (1)家庭教育関係事業

	事業名	参加人数
	実施日	
	事業内容	
1	家庭教育学級第1回合同講座	44人
	5/28(火)	
	ネット社会で生きる子供たちと親の役割 講師：埼玉県ネットアドバイザー 進藤律子 氏	
2	家庭教育学級第2回合同講座	93人
	11/13(水)	
	日本赤十字社の活動について 身近なものでできるとっさの応急手当 講師：日本赤十字社 埼玉県支部	
3	自然観察会	2組5人
	8/17(土)	
	甲虫の標本を作ろう	

(2)社会教育関連事業

	事業名	参加人数
	実施日	
	事業内容	
1	ペアーズアカデミー ジャンル：SDGs	延べ 90 人
	7/4(木)、7/11(木)、7/18(木)、7/25(木)	
	「安心して暮らすために知っておきたいこと」	
2	ペアーズアカデミー ジャンル：運動と健康	延べ 38 人
	9/12(木)、9/19(木)	
	「健康講座」	
3	ペアーズアカデミー ジャンル：連携講座	延べ 54 人
	11/7(木)、11/14(木)、11/28(木)	
	「暮らしを支えた木綿と生糸～紡ぎ、織りなす白岡遺産～」	
4	ペアーズアカデミー ジャンル：しらおか学	延べ 69 人
	12/5(木)、12/12(木)、12/19(木)、12/26(木)	
	「季節の行事」	
5	ペアーズアカデミー ジャンル：貨幣	延べ 35 人
	1/23(木)、1/30(木)	
	「貨幣について学ぶ」	
6	第 38 回白岡市文化講演会	225 人
	11/3(日)	
	「夢が自分を大きくする」 講師：歌手 木山 裕策 氏	
7	“じんけん”ふれあいコンサート	152 人
	12/7(土)	
	・市内小中学校の児童・生徒の人権作文・標語の発表及び表彰 ・講演会 講師：医療法人宮本病院 地域活動支援センター櫻	
8	令和6年度二十歳のつどい	377 人
	1/12(日)	
	対象者：平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれのかた 468 人	



## XI 資料

## 1 白岡市生涯学習センター条例

平成29年6月26日条例第16号

(設置)

第1条 市民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援するとともに、市民の生涯学習の振興及び普及を図るため、白岡市生涯学習センター（以下「センター」という。）を白岡市千駄野432番地に設置する。

(施設)

第2条 センターは、次に掲げる施設によって構成する。

- (1) 白岡市立図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき設置する図書館）（以下「図書館」という。）
- (2) 白岡市立歴史資料館及びギャラリー（以下「資料館」という。）
- (3) 図書館及び資料館を除く施設（以下「生涯学習施設」という。）

(管理)

第3条 センターの管理は、白岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

(職員)

第4条 センターに、センターの維持管理その他の事務を行うため、必要な職員を置く。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に業務を行うことができる。

- (1) 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たるときは、その直後の祝日ではない日
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(利用時間)

第6条 センターの施設の利用時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 図書館及び資料館
  - ア 火曜日から土曜日まで 午前9時から午後7時まで
  - イ 日曜日及び祝日 午前9時から午後5時まで
- (2) 生涯学習施設
  - ア 火曜日から土曜日まで 午前9時から午後9時まで
  - イ 日曜日及び祝日 午前9時から午後5時まで

(利用の許可)

第7条 センター（図書館及び資料館を除く。）を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要があると認めるときは、当該許可に係るセンターの利用について条件を付することができる。



(権利譲渡の禁止)

第8条 前条第1項の許可を受けた利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び教育委員会の指示)

第9条 教育委員会は、センターの利用者の遵守事項を定め、及びセンターの管理上必要があると認めるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第10条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上必要があると認めるときは、第7条第1項の許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可の取消しをすることができる。

- (1) 第7条第2項の規定による条件に違反したとき。
- (2) 第8条の規定に違反したとき。
- (3) 前条の規定に基づく遵守事項及び指示に違反したとき。
- (4) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。
- (5) 利用者がセンターの設置の目的に反する行為を行い、又は行おうとするとき。

2 市は、利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあってもその補償の責めは負わない。

(原状回復)

第11条 利用者は、その利用が終わったときは、速やかに当該施設、設備及び物品を原状に回復しなければならない。前条第1項の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第12条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中にセンターの施設若しくは設備を損傷し、又はセンターの物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入館の禁止等)

第13条 教育委員会は、センターの秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の利用を制限し、若しくは入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。

(使用料の納付)

第14条 利用者は、センターの利用の許可の際に別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第15条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) センターの管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、センターの施設を利用することができな

き。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

## (準備行為)

- 2 施設の利用に係る許可の申請その他の準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中白岡市公民館条例第1条及び第11条第2項の改正規定、第3条中白岡市市民テニスコート条例第8条第2項の改正規定並びに第5条中白岡市生涯学習センター条例第10条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

## 別表（第14条関係）

施設の名称	使用料（1時間当たり）
集会室1	800円
集会室2	1,000円
音楽・軽スポーツ室	1,200円
会議室1	200円
会議室2	200円
会議室3	200円
創作室	300円
音楽スタジオ	300円
附属設備	教育委員会規則で定める額

## 備考

- 1 使用料は、1時間当たりの額とする。ただし、1時間に満たない時間は、1時間とする。
- 2 営利又は宣伝を目的とした利用をする場合は、割増使用料として当該基本使用料の額に100分の100を乗じて得た額を加算する。
- 3 入場料その他これに類するもの（その額に2以上の区分がある場合は、その最高額の入場料）が、1人につき2,000円を超える場合は、割増使用料として当該基本使用料の額に100分の50を乗じて得た額を加算する。
- 4 白岡市、春日部市、久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町及び杉戸町以外に居住する者（白岡市内の事業所等に勤務し、又は白岡市内の学校に在学する者を除く。）が利用する場合は、割増使用料として当該基本使用料の額に100分の50を乗じて得た額を加算する。
- 5 割増使用料の算出に当たり、それぞれの場合が重複するときは、当該割増使用料をそれぞれ加算するものとする。

## 2 白岡市生涯学習センター条例施行規則

平成29年7月14日教委規則第5号

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
  - 第2章 図書館（第7条—第17条）
  - 第3章 資料館（第18条—第21条）
  - 第4章 生涯学習施設（第22条—第29条）
  - 第5章 雑則（第30条）
- 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この規則は、白岡市生涯学習センター条例（平成29年白岡市条例第16号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、白岡市生涯学習センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （職員）

第2条 条例第4条に規定する職員は、別表第1のとおりとする。ただし、副館長、図書館副館長及び資料館副館長の職は、必要に応じて置くものとする。

##### （休館日の変更）

第3条 センターの館長（以下「館長」という。）は、条例第5条ただし書の規定により、臨時に休館日を定め、又は休館日に業務を行うときは、あらかじめ白岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の同意を得るものとする。

##### （利用時間の変更）

第4条 館長は、条例第6条ただし書の規定により、センターの利用時間を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会に報告しなければならない。

##### （利用の制限）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を制限し、又は許可しないことができる。

- (1) センターの管理上支障があるとき。
- (2) 営利を目的とするおそれがあるとき。ただし、生涯学習施設の利用にあっては、この限りでない。
- (3) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) その他センターの設置の目的に反するとき。

##### （遵守事項）

第6条 利用者は、センターの職員の指示に従うとともに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用許可を受けていない資料、施設、備品等を使用すること。
- (2) 許可なく資料その他備品等をセンター外に持ち出すこと。
- (3) 許可なく物品の販売及び宣伝を行うこと。
- (4) 許可なく物品を展示し、又は印刷物等を掲示し、若しくは頒布すること。

- (5) 示威のための旗、スローガン、ビラ等をセンターの内外に掲示し、又はデモ等を行うこと。
- (6) 危険若しくは不潔な物品又は動物の持込みを行うこと。ただし、身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する「身体障害者補助犬」をいう。）を除く。
- (7) 騒音、怒声、放歌その他他人に迷惑を掛けるような行為を行うこと。
- (8) その他センターの利用目的以外の目的に施設を利用すること。

## 第2章 図書館

### （臨時の休館日）

第7条 条例第5条ただし書の規定による白岡市立図書館（以下「図書館」という。）の臨時の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 館内整理日及び特別整理期間として図書館の館長（以下「図書館長」という。）が必要と認める日
- (2) その他図書館長が必要と認める日  
（貸出しを受けることができる者）

第8条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 白岡市、さいたま市、春日部市、久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町及び杉戸町に住所を有し、又は市内の事業所に勤務し、若しくは市内の学校に在学する者
- (2) 市内に所在する団体、事業所、機関等（以下「団体等」という。）
- (3) その他図書館長が必要と認める者  
（貸出しの手続等）

第9条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、図書館長に前条に規定する要件を有することを確認できる書類を提示し、及び様式第1号の図書貸出申込書（個人用）を提出しなければならない。

- 2 図書館資料の貸出しを受けようとする団体等は、図書館長に前条に規定する要件を有することを確認できる書類を提示し、及び様式第2号の図書貸出申込書（団体用）を提出しなければならない。
- 3 図書館長は、前2項に規定する申込書の提出を受けた場合において、当該申込書の内容等を審査し、適正であると認めるときは、当該申込者に様式第3号の貸出券を交付するものとする。
- 4 前項の規定により交付を受けた貸出券を紛失したとき、又は図書貸出申込書（個人用）若しくは図書貸出申込書（団体用）の記載事項に変更が生じたときは、速やかに図書館長に届けなければならない。

### （貸出券の譲渡等の禁止）

第10条 貸出券は他人又は他の団体等に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に利用してはならない。

- 2 貸出券が他人若しくは団体等に所属していない個人又は他の団体等に利用されたことにより生じた損害は、貸出券の交付を受けた者又は貸出券の交付を受けた団体等に帰する。

### （貸出券の提示）

第11条 第9条の規定により貸出券の交付を受けた個人又は団体等が図書館資料の貸出しを希望するときは、貸出券を図書館長に提示するものとする。

### （貸出しの種別、期間及び数量）

第12条 個人が貸出しを受けることができる図書館資料の種別、貸し出し期間及び数量は、別表第2のとおりとする。

- 2 団体等が貸出しを受けることができる図書館資料の種別、貸し出し期間及び数量は、別表第3のとおりとする。



3 前2項の規定にかかわらず、貴重資料（書誌、目録、索引、辞書、辞典、便覧、図鑑、年表、年鑑、郷土資料、官公庁発行物その他入手困難な資料）及び図書館長が特に指定した図書館資料は、館外貸出しを行わない。ただし、特別の事由により様式第4号の貴重資料貸出利用申請書を図書館長に提出し、図書館長の承認を得たときは、この限りでない。

4 前項ただし書の貸し出し期間は、貸出日から3日以内とし、貸出しを受けることができる数量は1回の申請で3点以内とする。

（転貸等の禁止）

第13条 図書館資料の貸出しを受けた個人又は団体等は、これを第三者に転貸し、又は営利目的に使用してはならない。

（貸出しの制限）

第14条 図書館長は、次のいずれかに該当する場合は、一定期間図書館資料の貸出しを停止し、若しくは貸出券を無効とし、又は再交付しないことができる。

- (1) 図書館資料を貸し出し期間内に返却しないとき。
- (2) 第10条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第13条の規定に違反したとき。
- (4) その他図書館の運営上著しく支障となる行為を行ったとき。

（複写利用）

第15条 図書館資料の複写をしようとする者は、様式第5号の図書館資料複写申請書を図書館長に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 前項の図書館資料の複写について著作権法（昭和45年法律第48号）上の一切の責任は、当該複写を申請した者が負わなければならない。

3 次の各号に掲げる図書館資料は、複写を認めないものとする。

- (1) 取扱い上特に不便な資料
- (2) 保存上特別の注意を必要とする資料
- (3) その他図書館長が特に指定した資料

（複写費用）

第16条 前条に規定する図書館資料の複写に要する費用は、別表第4のとおりとする。

2 前項の費用は、前納とする。ただし、図書館長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（図書館資料の寄贈又は寄託）

第17条 教育委員会は、図書館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 資料を寄贈又は寄託しようとする者は、様式第6号の図書館資料寄贈・寄託申請書を図書館長に提出するものとする。

3 図書館長は、資料の寄託を受けたときは様式第7号の図書館資料受託書を寄託者に交付するものとする。

4 寄贈資料は、図書館所有の資料と同様の取扱いにより、一般の利用に供することができる。

5 寄託資料は、図書館所有の資料と同様の取扱いをするものとする。ただし、その館外貸出しについては、寄託者の承認を得なければならない。

6 市は、寄託資料が災害その他の不慮の事故により受けた損害に対し、その責任を負わないものとする。

### 第3章 資料館

#### (目的)

第18条 白岡市立歴史資料館（以下「資料館」という。）は、歴史資料の収集、保管及び調査研究を行うとともに、その活用を図り、もって教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

#### (臨時の休館日)

第19条 条例第5条ただし書の規定による資料館の臨時の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 館内整理日及び展示替え期間として資料館の館長（以下「資料館長」という。）が必要と認める日
- (2) その他資料館長が必要と認める日

#### (資料の利用)

第20条 資料館の資料を利用しようとする者は、様式第8号の資料利用申請書を資料館長に提出し、様式第9号の資料利用許可書の交付を受けなければならない。

- 2 資料の利用は、資料館内で行うものとする。ただし、他の資料館、博物館、図書館、学校その他資料館長が適当と認めるときは、館外貸出しを行うことができる。この場合における貸し出し期間は60日以内とする。
- 3 前項ただし書の館外貸出しを受けようとする者は、様式第10号の館外貸出許可申請書を資料館長に提出し、様式第11号の館外貸出許可書の交付を受けなければならない。
- 4 資料館長は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に係る館外貸出しについて条件を付することができる。

#### (歴史資料の寄贈又は寄託)

第21条 教育委員会は、歴史資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

- 2 資料を寄贈又は寄託しようとする者は、様式第12号の歴史資料寄贈・寄託申請書を資料館長に提出するものとする。
- 3 資料館長は、資料の寄贈を受けたときは様式第13号の歴史資料受領書を、資料の寄託を受けたときは様式第14号の歴史資料受託書を寄贈者又は寄託者に交付するものとする。
- 4 寄贈資料は、寄贈者の氏名及び寄贈年月日を記して、永くその芳志を伝えるものとし、資料館所蔵の資料と同様の取扱いにより、一般の利用に供することができる。
- 5 寄託資料は、資料館所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。ただし、その館外貸出しについては、寄託者の承認を得なければならない。
- 6 市は、寄託資料が災害その他の不慮の事故により受けた損害に対し、その責任を負わないものとする。

### 第4章 生涯学習施設

#### (利用の申請)

第22条 条例第7条第1項の規定により生涯学習施設の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第15号の施設利用（変更）許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の申請書の受付期間は、別表第5のとおりとする。ただし、教育委員会が認めるときは、この限りでない。



(許可書の交付)

第23条 教育委員会は、条例第7条第1項の規定により利用の許可をするときは、申請者に対して様式第16号の施設利用(変更)許可書兼領収書を交付するものとする。

(利用の許可の順序)

第24条 利用の許可は、申請の順序による。ただし、教育委員会が公用又は公益上必要と認めるときは、この限りでない。

(附属設備の使用料)

第25条 条例別表の規定により定める附属設備の使用料は、別表第6のとおりとする。

(使用料の納期)

第26条 申請者は、様式第16号の施設利用(変更)許可書兼領収書の交付と引換えに使用料を納付しなければならない。

(特別の設備の許可)

第27条 条例第7条第1項の許可を受けた者が、生涯学習施設に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ館長の許可を得なければならない。

(使用料の減免)

第28条 条例第15条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市又は市の機関が主催する事業に使用するとき。 免除
- (2) 教育委員会に登録されている社会教育関係団体が主催し、館長が適切と認める事業に使用するとき。 5割減額
- (3) 市内の学校及び市内の学校が加盟している団体等が学校教育上の行事又は教育活動の一環として使用するとき。 免除
- (4) 児童又は生徒が個人的又は地域内団体活動として使用するとき。 5割減額
- (5) 行政区等が地域内団体活動として主催し、館長が適切と認める事業に使用するとき。 5割減額
- (6) 心身障害者又は心身障害者で組織する団体が使用するとき。 5割減額
- (7) 市又は市の機関が共催することが相当と認める教室、大会等に使用するとき。 5割減額
- (8) 前各号に定めるもののほか市長が特に必要と認めるとき。 5割減額又は免除

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、様式第17号の使用料減額(免除)申請書を様式第15号の施設利用(変更)許可申請書に添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 市長は、前項に規定する申請に対し、減額又は免除の承認をしたときは、様式第18号の使用料減額(免除)承認書を申請者に交付するものとする。

(使用料の還付)

第29条 条例第16条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、様式第19号の還付申請書を市長に提出しなければならない。

## 第5章 雑則

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(白岡市立図書館管理規則の廃止)

2 白岡市立図書館管理規則(平成5年白岡町教育委員会規則第3号)は、平成30年10月1日限り、廃止する。

(準備行為)

3 施設の利用に係る許可の申請その他の準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

## 附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

## 附 則

この規則のうち、第1条の規定及び第2条中白岡市教育委員会事務局組織規則第6条第3項の改正規定は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用し、第2条の規定(白岡市教育委員会事務局組織規則第6条第3項の改正規定を除く。)及び第3条の規定は、平成30年10月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条第1号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表第1(第2条関係)

職	職務
館長	上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
図書館長	上司の命を受け、図書館の職務を統括し、所属の職員を指揮監督する。
資料館長	上司の命を受け、資料館の職務を統括し、所属の職員を指揮監督する。
副館長	館長を補佐し、職員が担当する事務を監督し、センターの事務を整理する。
図書館副館長	上司の命を受け、図書館長を補佐し、職員の担当事務を掌理する。
資料館副館長	上司の命を受け、資料館長を補佐し、職員の担当事務を掌理する。
司書	上司の命を受け、専門的事務に従事する。
学芸員	

## 別表第2(第12条関係)

種別	貸し出し期間	貸し出し数量
図書	14日以内	総数で10点(組)以内
雑誌		
紙芝居		
視聴覚資料		3点以内



別表第3（第12条関係）

種別	貸し出し期間	貸し出し数量
図書 雑誌 紙芝居	1月以内	総数で100点以内
視聴覚資料(映像資料を除く。)		3点以内

別表第4（第16条関係）

区分	金額
複写に要する費用	電子複写機により作成したもの（白黒） 1枚 10円
	電子複写機により作成したもの（カラー） 1枚 50円
	上記以外のもの 実費相当額

別表第5（第22条関係）

施設名	申請受付期間
集会室1、集会室2及び音楽・軽スポーツ室を3室一体利用するとき	利用しようとする日の6月前から利用日当日まで
集会室1及び集会室2若しくは集会室2及び音楽・軽スポーツ室のいずれか2室を一体利用するとき又は会議室1、会議室2及び会議室3を3室一体利用するとき	利用しようとする日の3月前から利用日当日まで
集会室1 集会室2 音楽・軽スポーツ室 会議室1 会議室2 会議室3 創作室 音楽スタジオ	利用しようとする日の1月前から利用日当日まで

別表第6（第25条関係）

附属設備の名称	附属設備の使用料（1回当たり）
ロールバックチェア（移動観覧席）	500円
ステージ照明	300円
壁収納ステージ	200円

### 3 図書館利用案内

#### (1) 利用できる時間

火曜日から土曜日までは、午前9時から午後7時まで

日曜日・祝日は、午前9時から午後5時まで

#### (2) 休館日

毎週月曜日（祝日の場合は、その直後の祝日ではない日）

年末年始（12月29日～1月3日）

館内整理日、蔵書点検期間

#### (3) 本を借りることができる人

市内に住んでいる人、市内に通勤・通学している人。

さいたま市、春日部市、久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町及び杉戸町に住んでいる人。

利用はすべて無料です。

#### (4) はじめて本を借りるとき

「貸出券」を作ってください。

図書貸出申込書に必要事項を記入し、受付で「貸出券」の交付を受けてください。申込みの際は、「貸出券」を作る本人が来館し、現住所・氏名を確認できるもの（保険証・免許証・学生証等）を提示していただく必要があります。

#### (5) 資料の検索

館内に設置してある資料検索パソコン（OPAC）や、インターネットの蔵書検索画面から資料の所在を調べることができます。

#### (6) 資料を借りるとき

資料を選んだら、『貸出券』をそえて受付カウンターへお持ちください。

本・紙芝居・雑誌（最新号は除く）は10冊まで、CD・DVDは3点まで14日間借りられます。（14日目日が休館日のときは、その翌日まで借りられます。）

#### (7) 続けて借りたいとき

返却日までに本を持ってきてください。他の人の予約がなければ、その日（図書館に来た日）から続けて14日間借りられます。ただし、1回限りです。

#### (8) 資料を返すとき

資料は、生涯学習センター受付カウンター、または中央公民館、勤労者体育センター、コミュニティセンターに設置してある返却ポストにお返しください。返す時は『貸出券』はいりません。

図書館がしまっている時は、生涯学習センター西エントランス玄関左側の返却ポストに返してください。ただし、CD・DVDは返却ポストではなく、カウンターに直接お返しください。

#### (9) 予約、リクエストサービス

##### ・ 予約

資料が貸出中の場合は、予約ができます。

##### ・ リクエスト

当館に所蔵がない場合は、リクエストとしてお受けします。

購入や埼玉県内の他の図書館から借り受けるなど、リクエストにお応えできるよう努めます。

##### ・ 予約、リクエストの方法



予約、リクエストは、「リクエストカード」に資料の内容をご記入のうえ、係員にお渡しください。

なお、資料の予約については、インターネットから行うことができます。

予約、リクエストした資料が到着した場合の連絡方法は、図書館からの電話かメールによる連絡となります。メールでの連絡を希望される場合には、メールアドレスの登録が必要となりますので、ご注意ください。また、取り置き期間は10日間です。

・ 予約、リクエストに関する注意事項

予約、リクエストは図書、雑誌について1人につき10点まで、CD、DVDについて1人につき3点までです。

CDやDVD、まんが（コミック）、雑誌（バックナンバーのリクエストを除く。）のリクエストはお受けできません。

(10) コピーサービス

図書館の資料に限り、必要な部分を著作権法の範囲でコピーできます。受付カウンターまで申し込んでください。コピー料金は、カラー1枚50円・モノクロ1枚10円です。

(11) 貸出券をなくしたとき

受付カウンターで再交付の申請をしてください。

(12) 本をなくしたり・よごしたり・やぶいたりしたとき

できるだけ早く図書館に連絡し、職員に相談してください。

なお、「図書紛失等届」の提出と同じ図書を返していただくなど、利用者に負担していただく場合もあります。

(13) 図書館からのお願い

図書館の本はみんなのものです。大切にしましょう。

返却期限を守りましょう。

## 4 白岡市立図書館資料収集方針

### 1 目的

図書館は、生涯にわたる自主学習の場として、また地域文化の発展に寄与する重要な施設である。そのため白岡市立図書館は、市民の趣味、教養、娯楽、調査、研究等の多様な学習要求に応えるため、多種多様な資料を収集・整備し、利用者が迅速、公平にサービスが受けられるよう努めていくものとする。

ここに、図書館サービスの基本である資料の収集が、適正かつ公平であるよう収集にあたっての基本的な方針を定める。

### 2 基本方針

- (1) 資料の選定及び収集にあたっては、『図書館の自由に関する宣言』に基づき、公正かつ自由に広い視野をもって資料を収集する。
  - ア 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
  - イ 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
  - ウ 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
  - エ 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりしない。
  - オ 寄贈資料の受入れにあたっても同様である。
- (2) 資料の収集は、利用者の要求や社会の動向に基づいて、利用者の社会生活に役立つ資料を収集する。
- (3) 将来的に要求が予想される資料は、積極的に収集する。
- (4) 特定の主題、主義、主張等に偏ることをさけ、さまざまな角度から計画的に収集し、資料の中立性を堅持する。
- (5) 各分野の基本図書の充実を図るとともに、レファレンスサービスにも対応できるよう、主題分野ごとに系統的な基本的参考図書の充実に努める。
  - ア 事典（百科事典、主題別事典）
  - イ 辞典（用語辞典、各種辞典）
  - ウ 便覧（ハンドブック）
  - エ 年鑑
  - オ 年表
  - カ 図鑑
  - キ 人名録
  - ク 地図帳
  - ケ 主要政府刊行物（官報、白書等）
  - コ 法令書
  - サ 書誌、索引、解題等
  - シ その他
- (6) 白岡市及び埼玉県に関する郷土資料、行政資料は、網羅的に収集する。
- (7) これからの時代を担う乳幼児、児童、生徒の健全な育成のために必要な資料を積極的に収集する。

- (8) 視聴覚障害者の利用にも配慮し、点字資料、録音資料、大活字本、布の絵本等をできる限り収集する。

### 3 具体的方針

- (1) 利用度の高い資料、保存上必要と考えられる資料は、必要な範囲で複本をそろえる。  
ただし、一時的話題性が強い資料は、将来を考慮して、収集段階で調整する。
- (2) 限定された層よりは、より多くの人に利用される資料を収集する。
- (3) 次にあげる資料は、内容、予算、利用の実情等を十分に検討して収集する。
- ア 高度な専門書
  - イ 高価本
  - ウ 特殊な主題の資料
- (4) 次の資料は、原則として、収集の対象から除外する。
- ア 学習用の問題集
  - イ 人権またはプライバシーを侵害する資料
  - ウ 漢籍、和装本、古文書、古記録類（ただし、参考図書、郷土資料及び寄贈は除く）
  - エ わいせつな出版物として判決が確定したもの。
- (5) 白岡市にゆかりのある作家の作品及び白岡市を舞台にした作品については、可能な限り収集する。
- (6) 前記各項の原則に留意しつつ、リクエストがあった図書については、優先的に購入する。ただし、収書範囲を越える内容の図書、または次の利用が見込めないものなど、購入提供が不可能な場合は、相互協力、関係機関・施設の紹介等を利用して、できるだけ利用者の要求に応えるよう努める。

### 4 資料別収集方針

一般的で利用が多いと思われる図書を包括的、重点的に収集する。

#### (1) 一般書

- ア 各分野の図書を一般的なものから専門的なものまで幅広く収集する。
- イ 小説、戯曲、随筆、詩歌集などの文学作品
- ウ 生活実用書
- エ 趣味、娯楽、レクリエーションの図書
- オ 職業の実務に役立つ本
- カ 生活設計に役立つ図書
- キ 伝記、旅行記
- ク 時事的なテーマを扱った図書、ベストセラー、各種文芸賞受賞作品
- ケ コンピュータ、医療、工学関係は、内容の変化が速いので、最新のものを揃える。
- コ 叢書、全集など継続購入が望ましいものは、特に部分的に揃えるものを除き、系統的、体系的に購入する。

#### (2) 児童書

学校図書館との連携を考慮して、評価の定まった図書は網羅的に収集し、欠本や汚破損本の更新に努める。

- ア 0歳児から中高生までの成長の糧となるような資料を幅広く収集する。
- イ 子どもの知的・情緒的な経験を広げることのできる資料を収集する。

- ウ 翻訳作品については、完訳されたものを選ぶようにする。
- エ 作品のテーマ、構成が読者を引きつけ、俗悪に流れず、文学性豊かな資料を収集する。
- オ 紙芝居・絵本は、絵と物語が適切なものを選ぶ。

## (3) ヤングアダルト図書

小学校高学年の児童から中学校、高校の生徒までの世代を対象とし、児童書から一般書への橋渡しができる資料を中心に幅広く収集する。

- ア 利用対象者の興味・関心や理解力を考慮し、感性や知性を豊かにする資料を収集する。
- イ 資料の主題や表現方法等が利用対象者に適しているものを選ぶ。

## (4) 参考図書

- ア レファレンスサービスのための資料の整理、充実に努める。また、多様な調査、研究に耐え得るよう、広範な領域から、問題解決のために必要な資料を収集する。
- イ 年鑑、便覧等定期的に刊行されるもの、その他の参考図書については、内容が新鮮さを保つよう、常に刊行情報に留意し、買い替えを進める。
- ウ 参考図書は、記述が客観的で、信頼性が高く、根拠の表示が正確になされているものを選ぶ。

## (5) 地域資料

- ア 白岡市に関する資料は、あらゆる分野にわたって網羅的に収集する。
- イ 埼玉県及び近隣市町に関する資料は、基本的なもの、白岡市に関係の深いものを中心に収集する。
- ウ 白岡市出身者、在住者の著作物、またこれらについて記述がある資料を収集する。
- エ 児童・生徒の利用が可能なように、内容表現に幅をもたせた資料構成にすること。

## (6) 行政資料

- ア 白岡市が発行する資料を網羅的に収集する。
- イ 官公庁の発行する資料で、白岡市及び埼玉県に関係のある資料を収集する。

## (7) 逐次刊行物

- ア 新聞は、主要新聞紙を中心に、地方紙も収集する。
- イ 雑誌は、市販されているものから広く収集する。購入にあたっては、利用者の要求、年齢層、利用度等を考慮して特定分野に偏らないようにする。  
ただし、専門性の高い雑誌や漫画雑誌は収集しない。
- ウ 逐次刊行物は、利用度に応じて、収集内容を適時見直しする。

## (8) 視聴覚資料

視聴覚資料の収集にあたっては、利用者の要求を考慮し、評価の高いものを選択する。視聴覚資料においても図書と同様、収集内容に偏りがないうまく幅広く収集する。

- ア DVD は、映画、ドキュメンタリー、アニメ、伝統芸能等のほか、語学、スポーツ、料理等、利用者の趣味・教養の向上に役立つ資料も積極的に収集する。
- イ CD は、クラシック、ポピュラー、童謡、民族音楽のほか、落語、語学、文学作品の朗読等、利用者の趣味・教養の向上に役立つ資料も積極的に収集する。
- ウ DVD の選定にあたっては、その視覚的な特性に考慮し、内容や表現、描写等に配慮する。
- エ ポピュラー音楽 CD は、代表的な演者の作品のベスト盤を中心に収集する。
- オ CD、DVD の選定にあたっては、各種作品賞を受賞した作品を考慮する。

## (9) 漫画

主に児童を対象とした学習漫画や漫画表現を用いた大人を対象とした実用書やコミックエッセイ等のほか、一般的なコミックも収集の対象とする。

ア 漫画の選定に当たっては、その視覚的な特性に考慮し、内容や表現、描写等に配慮する。

イ 漫画の選定に当たっては、各種作品賞を受賞した作品を考慮する。

## (10) 外国語資料

ア 市内在住の外国人利用者が日本の文化や習慣を理解し、日本語の習得に資する資料のほか、生活や娯楽に役立つ資料を収集する。

イ 市民の外国語の習得に資する資料や多文化理解に役立つ資料を収集する。

## 5 収集方法

資料の選定は、職員全員がかかわり、定期的に行うものとする。

ア 図書館活動において、利用者の読書傾向を把握する。

イ 常に新聞、雑誌、テレビ等の書評、広告、出版情報に注意する。特に、評価の高い図書は、収集漏れがないよう気を配ること。

ウ 新刊図書だけでなく、過去の収集漏れや、再販、復刻版等の出版情報を通じ、各分野で評価の高い資料の収集に努める。

白 岡 市 生 涯 学 習 セ ン タ ー 要 覧  
令 和 7 年 度

編集・発行 白岡市生涯学習センター

〒349-0296

埼玉県白岡市千駄野432番地

電話 0480-92-1894

FAX 0480-91-3626